

平成29年12月7日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年12月7日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、隅岡美子君、12番、庄野克宏君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者1人の持ち時間は、質問と答弁時間合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。8番、古川幸義です。

通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、1点目の質問は、「新庁舎建設について」質問いたします。

去る11月27日に開催されました総務委員会におきまして、多度津町新庁舎整備基本構想（案）について議題とし審議され、委員会として可決、承認することになりました。

しかしながら、基本計画から基本設計、実施設計、地盤改良、建設、付帯工事、近隣道路の整備など含め竣工まで後3年足らずと非常に工期が短く、短期間にて長期にわたり使用する庁舎を的確に考査し、計画を実行するのは難易度の高い事業であると思われま。

各担当課長やプロジェクトリーダーのこれまでの経験や知識、実績を推察すれば、決して難しいことではないと思っております。

しかしながら、庁舎を利用する住民の皆様の思いや、たくさんのご意見や疑問点など多分にあると思ひ、今回質問させていただきました。

まず、新庁舎建設の重要性は、現状の建造物の老朽化が進む中、近年起きるとされる南海トラフ地震が発生した場合、築47年たった庁舎は倒壊等の危険があり、早急に対処が必要であります。

そのため、新庁舎建設は早急に検討し、計画を進めていかなければならない一大事であることを十分に認識いたしております。

特に、現庁舎の構造は築47年を超えた鉄筋コンクリート造であることにより、劣化が進み防水機能は著しい低下、雨漏り、ひび割れ、崩落箇所を有し、建物を存続する上で深刻な問題があります。

さらに、外部の意匠はカーテンウォールという当時は美観を重視したデザインであるため、震災の際は建物外周部では上からナイフのようなガラスの雨が降り注ぎ、避難しようとする人々を襲うような惨事が想定されます。

特に、震災時建物内部にいる方は、降り注ぐガラスによって外部に避難することができず、危険性を招く状態であり、最悪の場合2次災害が起こるのが想定されます。

大震災が発生時、構造上により大惨事が起きる想定は、約50年前の庁舎建設計画時に誰もが考えられなかったことであります。

他にも、治水において庁舎は地理的に桜川に隣接した場所であるため、洪水、浸水のリスクが高く、一時的に避難するとしても近寄りがたく、防災の拠点でありながら数々の問題を抱える場所であることは事実ではないでしょうか。

当時、誰もこの状況は想定できなかったと思われまます。

よって、今回新庁舎設立に際しての検討は、より慎重であらゆることを想定し綿密に検討され、未来に寄与する庁舎として検討されるべきことが当然であり、町民の将来を担う我々としては当然ではないでしょうか。

よって、次の質問にご答弁お願いいたします。

1つ、10年20年先、その予定地で庁舎が町の拠点として、人の循環や利用する年齢構成を考えた上で適切かどうかを質問いたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員ご質問の、新庁舎建設についての答弁をさせていただきます。

まず、ご質問1点目の10年20年先、その予定地で庁舎が町の拠点として、人の循環や利用する年齢構成を考えた上で適切かどうかについてお答えをいたします。

新庁舎の整備予定地が位置する多度津駅周辺につきましては、新庁舎の整備だけではなく、多度津駅のバリアフリー化、駅南側の活性化、にぎわいづくり施設整備の検討などを含めて、将来にわたって多度津町の中心拠点として子どもから大人まで幅広い世代にわたって集える地域として整備をしていきたいと考えております。

また、このJR多度津駅は、讃岐鉄道という明治22年にできましてこれから多度津町が鉄道の町として発展をいたしました。

そういう拠点でもあるという歴史、伝統文化を踏まえた、今まちおこしを行っておりますので、その拠点的な施設になるのではないかと。

多度津町の財産である歴史、伝統文化を踏まえた魅力のあるまちづくり、そして人づくり、その拠点施設としての考えも持っております。
ご理解、ご協力お願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

町長、ご答弁ありがとうございました。
少しですが、再質問させていただきます。
今、町長が答弁いただきました子どもからお年寄りまで親しまれる文化交流拠点とした機能の一端を担える庁舎と答弁されましたが、私も同感でございます。
私は、庁舎と町民はとても深い関係にあり、庁舎は重要なところであると思います。
なぜなら、人は生まれる前から町に対し手続きというものがあります。
また、誕生と同時にさまざまな書類の届け出にかかわり、またその人の一生に数多くの届け出、申請など、数多くの役所との関わりがあります。
また、その人生において、役所に出向いていかなければなりませんことは数多くあると思えます。
また、その個人が亡くなるまで、また亡くなった後までも死亡届や戸籍抹消など数々の届け出書類があり、届け出することは、人々は庁舎に断ち切れぬ縁があり、その縁は決して断ち切ることができないのであります。
また、人口構成において一番多いとされる団塊の世代の10年後は80歳に到達し、高齢化率は40をはるかに超えている数字と思われまます。
高齢者のためにも、考慮するところは多いのではないのでしょうか。
まず、庁舎に行くための手段はどのように考えているか、お答え願いたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

2つ目の質問の最後が。

議長（志村 忠昭）

ちょっと、最後聞こえなかった言よる。

議員（古川 幸義）

最後の方ですね。

高齢者の方が庁舎に行くための手段ですね、10年後20年後、時代は変わっていきますが、近年5年から10年にかけてどのような手段で庁舎に向かっていくのかというところをお聞きしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

今、私どもの施策の中で、高齢者の方、また体の不自由な方、そういう方々に対して優しい環境づくりというのを常に考えております。

今回の建てかえをする庁舎につきましても、ユニバーサルデザインという体に支障を持っている方々、また健常な方々、そういう方々が何の不自由もなく自由に生活できる、また庁舎を利用できる、そういうふうな庁舎を目指してやっております。

それにつきまして、その周辺の施策も同じようなものでありますし、また庁舎へ行かれる方、その方に対する公共交通手段のようなもの、例えばコミュニティーバスとか、また今は80歳以上の方々に福祉タクシー事業など行っておりますが、これからそういうことも具体的に検討していきたいと思っております。

今、コミュニティーバスの導入につきましては、随時いろいろとアンケート調査をしながら、どういうふうな交通体系にすれば多度津町の町民の皆様方の利便性を高められるのか、その調査を行っているところでありますので、もうしばらく時間的な余裕をいただけたらと思っております。

よろしく願いを申し上げて、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも町長、答弁ありがとうございました。

交通手段ということについて、高齢化を迎える方々は車の免許証を返納した後、じゃあどうやって生活とかそういうふうな諸々の手段を使うかということを実際に心配されておりますので、今後の処置について深く検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

近年激変している気象変動や、近年発生するとされる南海トラフ地震の際、位置的に防災拠点として人、物、動きは適切かどうか質問いたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員ご質問の、位置的に防災拠点として適切かどうかのご質問についてお答えをさせていただきます。

新庁舎につきましては、多度津町新庁舎整備基本構想でもお示ししておりますとおり、多度津駅の南側、津波の浸水想定区域外に整備するとともに、ため池の決壊でありますとか、金倉川の洪水による浸水に対応するため、整備予定地の地盤の嵩上げ、あるいは周辺道路の整備などにより災害対策や災害後の復興対策の拠点として役割を果たせるものというふうに考えております。

甚だ簡単ではございますが、ただいまの質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

今回の庁舎予定地では、背面に線路が走り、前方に面した部分で進入道路を考えなくてはなりません。

特に、震災が起きれば大量の救援物資を受け入れるために大型車が通行できる道路が必要になります。

また、自衛隊や消防車両や避難した人が大勢集まるためには、防災面での進入道路や建物の倒壊に影響しない道路が計画されてなければなりません、防災上についてお考えがあれば具体的にお答え願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、発災時の対応ということで大型車両が通行できるような前面道路にするためには、現在の状況から道路の拡幅を含めた道路改良並びに避難所に適したようにするために、当然災害拠点ということで、今現在避難所としての整備について具体的な案はございませんが、そういった活用の仕方も視野に入れながら今後基本計画の中で道路改良あるいは新設道路も含めた周辺環境の整備等について検討してまいりたいというように考えております。

再質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入ります。

3点目は、庁舎への動線、周辺道路の検討、計画、整備、事前行為はできているのでしょうか。お答え願います。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

質問のアクセス道路の検討、計画、整備についての答弁をさせていただきます。

庁舎機能を立地することによって発生交通量の増加が想定されることや、今後の駅周辺整備を進める上で駅周辺道路については道路の拡幅や交差点改良などが必要となってまいりますので、社会資本総合交付金の都市再生整備計画事業を活用し周辺整備を行っていきたいと考えており、現在都市再生整備計画策定に向け作業を進めているところであります。

以上、簡単ではございますがご質問の答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

3点目の答弁に対して再質問いたします。

社会資本総合交付金事業の都市再生整備計画を活用し周辺整備とお答えですが、数年前予定地近くの都市計画道路が廃止、廃案されましたが、ごく数年

前の変更とは都市計画審議会などで決定したことが無駄にはなりませんでしょうか。

また、都市計画審議会などの決議したことが計画性がないと意見などは出ませんでしょうか。再質問いたします。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問について答弁をさせていただきます。

ただいま議員がご指摘したとおり、約5年ぐらい前に都市計画道路の見直しはしておりますが、今回の都市再生整備計画については駅周辺を特化したものとして事業計画を策定してまいりますもので、道路の整備についてはまたそこに合わせた形で計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今建設課長が答弁されたことについては、詳細のことがいろいろございますので、また委員会などで詳細を質問したいと思えます。

次に参ります。

4点目は、建設決定地での開発に当たり、障害となる問題はないのか。例として雨水計画、農業用水や満濃用水、生活排水などほかにも問題点はございませんか。

また、用地買収など進んでいるのか。地盤軟弱区域や地下水上昇地区があると想定いたしますが、建設には問題がないのか。

また、開発行為において弊害はないのでしょうか、お答え願います。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまのご質問、開発に当たり障害となる問題はないのかについては、議員のご説明のとおり今回の整備を進めます建設予定地については開発行為が必要であり、開発許可制度については良質な宅地水準を確保することを目的とした制度であります。

中でも懸念される雨水については、開発行為の中で下流域の溢水を防ぐことを目的とした検討を実施することで問題が起こらないように検討してまいります。

また、議員ご指摘の新庁舎建設予定地の地盤については、現在施工中であります緊急避難路の施工計画時に実施した地質調査のデータからの推測ではありますが、問題はないものと思われます。

また、道路整備計画において必要となる用地買収については、整備計画策定後の実施を予定しておりますが、用地取得も重要であることから、計画とあわせ用地取得の準備を進めていきたいと考えます。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

建設課長の答弁に対して、再質問を行います。

まず、調整池を設けることは、開発上当然であるとわかっておりましたが、それで排水の問題が解決されたわけではありません。農業排水、生活排水と県の管轄の水路、また満濃用水が混在する地域でございますので、どこの範疇か、どこの責任範囲なのか取りまとめしなければ後々計画の際に弊害となると思いますが、そのあたりを答弁お願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまの再質問について答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、開発地域だけの流量の計算だけでは当然問題が解決するとは考えておりません。

その部分については、もう少し大きな流域を考えた中で再度計算をした上で、当然河川、農業用水含めた中の計画として検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも建設課長に再質問の答弁をしていただきましたが、ほかにもたくさん境界に関する問題や、また排水の変更とか微細な断面積の考慮とか、いろんな問題が係ってきますが、計画段階で実施しなければいけないことだと思っておりますので、これも細かいことがたくさんございますので、また委員会のほうで新たに質問するという形で質問を終わらせていただきます。

次の5点目の質問に参ります。

予算計画を考査する上で、これからの3年間の経済情勢、東京オリンピックや消費税アップなどが要因としてございますが、その影響によりコストアップや資材の高騰、労働力の不足や建設機械の不足など要因がたくさんあると思われませんが、想定、検討、試算反映はできているのでしょうか。

お答え願います。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの古川議員ご質問の経済情勢によるコストアップ等の要因についての想定、検討あるいは試算等の反映はできているかのご質問についてお答えを申し上げます。

工事費の単価上昇につきましては、2011年3月の東日本大震災以降の復興関連工事の需要増、また2020年開催の東京オリンピック関連工事需要の増、また建設業界の人手不足による人件費の増などの要因により、右肩上がりの傾向が続いているというふうに伺っております。

これから実施をしていきます基本計画の検討の中で、庁舎の規模であります

とかこうした事業費の単価の動向なども係数として反映させつつ、概算工事費などの算出を行ってまいりたいというふうに考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

東日本大震災の折には、本多度津町も中学校建設の最中でありまして、いろんな資材が高騰したり、それから材料が入らないとかいろんな問題がありました。

東京オリンピックはもう既に決まっていることですから、資材の高騰、単価の高騰は確実にあると思いますので、そこら辺の試算また算定のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の質問に参ります。

2点目の質問は、「駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化について」を質問いたします。

本町においてJRを利用し1日の多度津駅の乗降者数は3,000人を超える中堅クラスの駅に属しております。

しかしながら、本町の乗降者3,000人を超えているにもかかわらず、現実にはバリアフリー化が進んでいないのは何と本町の駅だけになっているのではないのでしょうか。

利用者の中には、いつバリアフリー化が実施されるのだろうかとお望まれる高齢者や障害者の方から数多くご意見をお聞きします。

早く実施されることを望んでおります。

また、緊急避難通路としてもうすぐ竣工されます跨線橋についても昇降設備、エレベーターなどが設置されておらず、また周囲では点字ブロック、音声誘導など障害者に対し配慮した設備がどのように配置されるかなども質問してまいりますので、よろしくご答弁お願ひします。

まずは、1点目の質問としまして、駅舎内バリアフリーについて将来的にどのように整備していくのか答弁お願ひいたします。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまのご質問1点目の駅舎内のバリアフリーについて将来的にどのように整備していくのかについてですが、多度津駅の1日平均乗降客数は平成28年度現在で約4,200人であります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本方針の改正により、1日当たり平均3,000人以上の乗降客数の駅についてはバリアフリー化の整備目標年度を32年度とされたところでございます。

これを受け、現駅舎の複層化やホーム上への橋上駅整備などの案をJRに提

示し、協議検討を重ねているところでございます。

今後の整備計画については、JRとの協議と並行して多度津駅周辺開発整備特別委員会でご審議いただきたいと考えております。

ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの質問に対しまして、具体的な答弁ありがとうございました。

今後とも、速やかに進めていかれるよう要望いたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する今回の法律に対しどう思われているのか、ご答弁お願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

2点目の、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する今回の法律に対しどう思われていますかについて答弁をさせていただきます。

この法律の基本方針の中で、平成32年度までの整備目標とされており、駅構内のバリアフリー化については鉄道事業者が事業主体となりますが、法の趣旨にのっとり地元町として要望事項や支援策について協議を進め、全ての利用者の安全を確保し、より円滑に利用できる施設整備を目標年次までに完了できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問いたします。

ソフト面で対策し、課題など残さぬようにするのは住民参画でのソフト面の施策が充実する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、昇降設備、プラットホーム以外にもトイレなどのほかの整備もこのバリアフリー新法には記載されておりますので、そこの辺もいかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまの再質問について答弁をさせていただきます。

今回の駅のバリアフリーについては、議員ご指摘のとおり、併せて駅中のスロープ、ホームドアいろいろと、トイレ等のバリアフリー化も含んでおりますので、そのあたりはこのバリアフリー事業の中で協議会をJR、県、国、町、住民を含めた中でつくっていただいて、その中で協議検討をいただきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3点目に、実現に向け課題とさせることはどんなことでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

3点目の実現に向け課題とされることについては、エレベーターの施設設置や既存施設との段差解消によるハード面での整備だけではなく、駅などの施設利用者にわかりやすいユニバーサルデザインの理念に基づく表示の配慮や、利用者に対するコミュニケーションや対応に配慮した利用しやすい施設の整備を考慮し、利用者目線での事業整備の推進が必要と考えております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をさせていただきます。

利用者目線での事業整備の推進とお答えですが、この法律の仕組みは、住民などの計画段階からの参画促進を図るための措置や、スパイラルアップと心のバリアフリー化の促進、移動等の円滑化経路協定などを重視するように記載されております。

時間を要す重要なことですが、今後どのように計画、準備されるのでしょうか、再質問いたします。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまの再質問について答弁をさせていただきます。

先ほど、駅のバリアフリー事業について答弁した中で、協議会をつくりその中で協議検討いただくということでご説明をさせていただきましたが、同じような形で、その中でバリアフリーの構造等、またユニバーサルデザインのあり方などの協議検討をいただきたいと考えております。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、4点目の質問に入らせていただきます。

実施され施工される場合、国、県、市、町、JRの負担割合はどうなるのでしょうか、答弁をお願いします。

建設課長（三谷 勝則）

4点目の、実施され施工される場合、国、県、市、町、JRの負担割合はどうなるかについてですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に伴うバリアフリー化設備等整備事業の補助割合については、基本的にエレベーター等については国が3分の1、JRが3分の1、県と町で3分の1の負担割合となりますが、駅舎を含む駅周辺整備につきましては補助メニューの選択により負担割合が異なるため、できるだけ具体的な整備内容が固まった時点で補助率の高いメニューを選択することを考えております。

今後、整備計画の内容とともに費用負担についてもご説明してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

あと2点ほど質問がございましたが、時間の都合で割愛させていただきます。

1点目は今回多度津町の新庁舎を新しく計画される中と、2点目は駅周辺と駅舎のバリアフリー化について質問いたしました。今後たび重なる委員会とか検討会をたくさん設けて、まず一番私として大事と思うのは、やはり住民参画の機会を設けてたくさんの住民の方から意見を設ける場をいただきたいと強く思っております。

まだ少し時間がございますが、8番、古川幸義の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって8番、古川幸義議員の質問を終わります。

次に、7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番、小川保です。

本日の質問は、1点目は「本年9月に到来した台風18号による被害と対策について」、2点目は「新庁舎建設と多度津駅周辺開発整備計画について」、以上2点についてお伺いいたします。

質問に先立ちまして、9月17日に台風18号によって被災されました方々に対し謹んでお見舞い申し上げます。

さて、1点目、「本年9月に到来した台風18号による被害と対策について」の質問に入ります。

台風18号到来によりまして、床上浸水、床下浸水、そして自家用車など高額なものも増水浸水により水没するなど大変な被害状況でありました。

生活の基盤であります家屋、家財などの被害は、総務省の唱える国民の安心・安全な生活を根底から崩されてしまった状況です。

ここで質問です。

被災状況など調査して私どもへご報告いただきましたが、現時点で改めて被害の状況をご報告ください。

矢野総務課長、お願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

小川議員の1点目のご質問、台風18号による被害と対策についてお答えをいたします前に、この場をお借りして台風の被害に遭われました方々に対しま

して心よりお見舞いを申し上げます。

さて、1点目の質問のうち、台風18号の現時点での被害状況でございますが、現時点で把握しております被害として、まず家屋への浸水被害として元町、京町を中心とする住家の床上浸水が84戸、床下浸水が209戸となっております。

さらには、道路の冠水被害として元町、京町、栄町1丁目など町内各所で発生をし、本台風により近年にはない広範囲に及ぶ被害が発生をいたしました。

また、高見島と佐柳島の両島で停電が発生をいたしました。

以上、簡単でございますが、ただいまの質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

大変な被害状況です。

大きな被害を受けた世帯は現在もその状況は戻っておりません。

その苦しみはいかばかりかと思うと言葉もございません。

さて、9月14日木曜日の台風18号の接近に伴い、多度津町行政の皆様の水防活動について、対応などお話しただけませんかでしょうか。

矢野総務課長、お願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまのご質問の台風18号に伴う職員の水防活動など対応についてでございますが、若干時系列的な報告になりますが、台風18号の接近に伴いまして平成29年9月17日日曜日、午前6時9分、高松地方気象台より大雨、暴風、波浪警報が発表されたため、同時刻をもちまして町水防本部を設置し、初動部署の総務班、これは総務課になります。

また、機動施設班、これは建設課、上下水道課、そして救助班としての消防本部において直ちに情報収集、警戒活動に当たりました。

同時に、防潮堤などの陸こう閉鎖確認や水道施設の点検をはじめ、町内を巡視するなど警戒態勢をとったところでございます。

気象台の予報では、本台風は香川県を直撃するコースをたどり、台風接近と満潮時が重なることにより高潮にも警戒が必要とのことであります。

9時16分、洪水警報も追加発表され、町内巡視を強化し警戒に当たるとともに、情報収集に努めたところであります。

11時25分には、自宅待機中の行動班、2班、3班、救護班4名、支援班を招集し、消防団においては、各分団長以上は消防本部へ、第1、第4分団は各屯舎での待機というふうにしたところであります。

12時26分には高潮警報も追加発表され、災害発生のおそれが高まったため、13時20分に避難所5カ所、これは多度津中学校、白方小学校、高見島研修セン

ター、佐柳いこいの家と本浦住民会館、こちらの開設準備をいたしました。
14時5分、沿岸部エリアに避難勧告を発令、また同時刻に沿岸部以外の地区に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令、15時19分には高見島、佐柳島の全域に避難勧告を発令し、町内全域に災害警戒のため避難行動を呼びかけたところでございます。

18時34分には、高見島と佐柳島の両島において停電が発生し、至急四国電力への対応の要請をとりました。

20時ごろからは、元町、京町を中心とするエリアに道路の冠水や家屋などの浸水被害の情報が入り始め、桜川堤防からの越水が危惧されているところに、20時15分には中讃土木事務所から土砂災害警戒情報が発表され、多度津町全域に避難勧告を発令いたしました。

その後、被害は次第に広範囲にわたり、水防班総力でできる限りの活動を行いましたが、被害の拡大を抑えることは極めて困難でありました。

そういったところで活動してまいりましたが、翌日18日月曜日の1時57分には全警報が解除され、3時1分に水防本部を解散いたしましたところであります。

引き続き、早朝よりは職員36名が2人1組態勢で被災地を中心に被害調査を実施するとともに、引き続き被災者の健康状態の把握や相談として保健師による家庭訪問も実施いたしましたところでございます。

また、9月19日18時には町の災害対策本部を設置し、ごみの特別収集やし尿のくみ取り、また上下水道料金の減免についても協議をし対応を進めてまいりました中で、10月4日水曜日には15時45分をもって災害対策本部を解散したところでございます。

以上、時系列で雑ばくな説明にはなりましたが、ただいまの質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

台風21号においても水防活動など大変な災害、これを予防すべき、あるいは減災すべき、町の職員の皆さん方大変な作業をしていただいたことだと推察をいたしております。

これにつきましては割愛をさせていただきます。

行政の皆さんの日頃からの準備に基づいた対策、行動は献身的と申し上げてよろしいかと理解いたしました。

ただ、これらの献身的な適切な対応にもかかわらず、先ほどご報告示されたような大変な被害状況でありました。

なぜなのでしょう、どうしておけばよかったですのでしょうか。

いまだにその解は見つかりません。

たくさんの優秀な経験豊富な方々が過去の経験に基づき取り組み、要因を分析して、そして対策していたことでしょうか、いまだにその解は見つかりません。

被災された住民の方々は怒りをどこに持っていけばいいのでしょうか。

もどかしさに、今も安眠できない状況ではないでしょうか。

次の台風が来る前に直ちに備えるべきでありましょう。

そこで、三谷建設課長にお伺いいたします。

河川の氾濫などの治水事業は、町単独ではなかなか大ごとな話でしょう。

そこで、今後、県、国とともにどのような対策を検討し、実施される予定になっているのでしょうか。

被災された住民の方々との検討会の様子などを含めてご説明ください。

1つには増水、越水を防ぎ、かわす喫緊の対策、そしてもう1つは水系と雨量を鑑みた広範囲での抜本的対策と仕分けをしてお話しいただいたらと存じます。よろしく願います。

建設課長（三谷 勝則）

議員ご質問のまず1つ目、増水、越水を防ぎ、かわす喫緊の対策については、議員ご指摘のとおり河川の治水事業は町単独では難しいと考えております。

この度の台風18号による被害状況を調査の上、河川管理者である県に要望を行い、喫緊の対策として来年度の台風時期までに嵩上げが完成できるよう、現在県において設計作業を進めていただいております。

また、この桜川の再かさ上げについては、今回の台風18号で浸水被害のあった地域の皆様との意見交換会の中で、早急の対策として強く要望をいただいた対策の一つであります。

現地調査完了後には、再度住民の皆様には県、町との検討会の中で台風当日の浸水状況など生の声をお聞きし、そうした意見を計画に反映し事業の早期実施に向け進めております。

あわせて町としても、浸水地域にある遊水地において、長年堆積した土砂等の撤去や一部水路の嵩上げについて来年度実施を予定しているところであります。

次に、2つ目の水系と雨量を鑑みた広範囲での抜本的対策については、桜川水系は4つの支流があり、その流域は一部善通寺からの流入もありますが、ほぼ流域は多度津町内にあります。

ただ、桜川が受ける流域はかなり広範囲であり、排水路、農業用水の整備や農地の開発による宅地化にあわせ、近年の異常とも言える気象状況による降雨量の増加もあり、現状の桜川における護岸の嵩上げや桜川排水機場のポン

プ能力の状況だけでは今回のような台風被害を防ぐことは困難だと考えられます。

特に、排水ポンプの増強は、施設整備の方法や多額の事業費等の様々な問題もあり、施設整備については限界がございます。

そこで、嵩上げや排水ポンプの増強と同時に、桜川への流入量の軽減を図ることが必要と考えられます。

方法としては、桜川流域の雨水の流入を他の水系へ分流することを考えなければならぬことから、一部流域ではありますが、桜川流域の調査について実施を予定しております。

しかし、雨水等の流域の見直しには慎重に調査検討を行う必要があります、時間も要するものと思われま。

今後は、今回のような台風による浸水被害が発生することがないように、県と協議、協力し、少しでも早い水害対策、河川改修を進めてまいりたいと考えます。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

本件について最後の質問です。丸尾町長にお尋ねします。

災害発生から町当局は丸尾町長指揮のもと全職員、ボランティアの方々、住民の皆様とともに、後片づけから対話集会、検討会議などさまざまな施策を実施されたと聞いております。

私も現場に参り被災者の皆様にお話を伺ったり、検討会議に参加したりと見聞きしておりますが、そういった内容とあわせて、被災された世帯への声かけ、お見舞い等々について、いかなることを実施されたのでしょうか。

そして、台風被害は水没だけではありません。

青木北山転石においては、土砂が山地上部から下部の住居地域に崩れ落ちる被害が発生いたしました。

他の急傾斜地は既に対策済みであったため、崩落の危険性はなかったようです。

適用ができなかったための災害です。

国の急傾斜地適用指針に手抜かりはなかったのでしょうか。

いずれにしても、多度津町選出の県議会議員、新田耕造氏と丸尾幸雄町長がともに厳しく浜田恵造香川県知事に陳情された由、承っております。

ありがたく、ぜひとも成果を期待します。

丸尾町長、お話を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問にお答えをしてみたいです。

この度の台風災害につきましては、被災を受けられた方々に対しましては大変心苦しく思っているところであり、心からお見舞いを申し上げます。

また、この被害を受けられた地区の方々、そして本当に大きな被災をされた方々、そういう方々のところには、後日にはなりましたが訪問させていただいて、そのときのご様子やまた痛みなどを十分にお聞きして、今後こういうことのないようにやらなければいけないということを強く心に誓ったところでもあります。

また、これまでも台風等の天災時におきましては、被害を受けないようにあらゆる手だてを考えてきたところでございます。

また、被災された方々にできることは何か考えてまいりましたが、12月1日付で多度津町災害弔慰金及び見舞金の支給要綱を制定したところでございます。

これまで、多度津町では多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を行っておりましたが、今回の18号被害のように災害救助法が適用されない台風災害におきましても、独自に弔慰金等を支給できるようにするとともに、災害救助法が適用されたとしても対象外となる床上浸水した居住家屋に対する見舞金などについても要綱において支給できるように定めたものでございます。

大変遅くなりましたが、これから年内をめどに、今回の18号において被災された方々に対し見舞金をお渡しできるよう手続を進めてまいりたいと思っております。

次に、21号台風による青木北山地区における土砂災害についてでございますが、この土砂災害につきましては急傾斜地崩壊危険箇所の指定区域外で発生したものでございました。

急傾斜地崩壊危険箇所の指定につきましては、傾斜度が30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域に人家が2戸以上に被害を生じるおそれがある箇所を対象といたしております。

今回のケースでは、傾斜度及び高さが要件に適さなかったことから指定されなかったと聞いております。

しかしながら、土砂が崩落をして被害が発生したことは事実でございますので、今後国並びに県に対しまして災害を未然に防ぐ対策としても適用条件の見直しなど、今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

この件につきまして少しお話をさせていただきたいと思っておりますが、ちょうど私が町長に就任をさせていただいた平成23年にも台風が幾つか襲来をいたしました。

その時に、この青木北山地区、同じ地区なんですけど少し離れていて、ちょうど私どもの自治会の中にあります青木北山エリアなんですけども、そこに土砂災害の被害が起きました。

そのときは、5mなかったんですね、4m70か80cmのように記憶しておりますが、そのときもやはりこの補助金というのか、出ませんでした。

その時には、本当に私の地元でありましたので、すごく怒られました。

しかし、法的にできないものはできませんので、そこのところは町としてできるだけのこと、例えば安い業者を紹介するとか、いろんな他のこととお話をさせていただいたわけですけども、あの時は急傾斜地の崩落をする危険性のあるところに2世帯ありました。

その上に1世帯ありましたので、上の家も崩落する可能性がありますと。

そういう中におきまして、なかなか県のほうでその要件を満たしてないということで、頑として聞いてくれませんでした。

その時に、私どもの選出であります新田耕造県議会議員にお願いをして、再度再度ですね、県の方にご要望をしたんですが、その時は県に関しましてはなかなか首を縦に振ってくれませんでした。

それが今、今回もこういうふうな事態を招いております。

その後、県が指定をする5m以上のところにつきましては、多度津町は、ほとんど急傾斜地崩壊危険区域はもうなくなっていると、県のほうに工事をしていただきましたので、もうなくなっていると思いますが、この範囲外のところ、5m足らないところ、そういうところにおきましては、まだまだ県の方もなかなか首を縦に振ってくれませんが、そこのところはこれまで以上に新田県議とともに県のほうにご要望を出していこうと思っております。

いろいろと適用条件の見直しなどは強く要望してまいる所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

町長、ぜひ強く厳しく要求をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

続きまして、2点目、新庁舎建設と多度津駅周辺開発整備についてを質問いたします。

私が委員長としてお預かりしております総務教育常任委員会は、田尾教育長とともに11月6日月曜日から8日水曜日までの2泊3日で、大阪府と兵庫県に次の4項目のテーマで先進事例を視察、研修いたしました。

大阪府豊能郡能勢町教育委員会、小学校の統合について、そして、兵庫県揖保郡太子町経済建設部、新庁舎移転新築について、兵庫県神戸市中央区、阪

神・淡路大震災記念、人と防災未来センター、南海トラフなどによる災害について、兵庫県三田市、株式会社モリタホールディングス、本町も採用しております消防車など災害活動設備について。

全メンバーはできるだけ多くの成果を持ち帰りたく、先方のご担当者様から多くの情報をいただき、各テーマそれぞれ予定時間の2時間をはるかに超えて質疑、議論をするなど熱心な研修でございました。

そのうち、本日の質問に関係する兵庫県太子町の新庁舎移転新築の研修内容について、ご説明申し上げた上で質問いたしたいと存じます。

他のテーマは次回以降に機会がありましたらご説明いたします。

視察研修の参加者は、志村、庄野、村岡、尾崎、隅岡、村井保夫、小川の7名の議員と田尾教育長、前原事務局の合計9名で参りました。

太子町からは首藤副議長、八幡経済建設部長、重末経済建設部まちづくり課副課長、皆さん方のお手元には係長とお届けしましたが、失礼しました、副課長でございます。

中井議会事務局長の4氏が出席され、主に八幡部長に説明いただきました。

「私共の準備しましたテーマ」は、よいものを安く建設し、かつ住民本位の一定のコンセプトを持つシステムを構築する。

窓口は住民のプライバシーを確保する。

ワンストップ接遇の住民サービスを徹底する。

災害時に本部機能が維持できるように電気系統や備蓄品等は2階以上に確保する。

住民本位のサービスをシステム化できるようふだんから5Sを徹底する。

以上のテーマを持って説明を受けましたところ、次のようなご説明がありました。

まず、太子町のシステムは全て「見える化」が原点であり、全ての事柄の根底には役所と住民との垣根をなくすことからのアイデアだとお話がありました。

「5Sの徹底」につきましては、5Sとは整理、整頓、清掃、清潔、しつけという5項目ですが、ポスター、チラシなどは勝手に張らない。

見苦しくなく住民の皆様にすがすがしく来庁されるよう庁舎内の掲示板は各階に1カ所のみとする。

つまり、スペースを限定することによってやみくもに自己満足のように張ることをなくし、3部長の責任のもと期限管理とともに許可制一元管理を徹底する。

退庁時、机の上には何もない状態とする。

全て格納管理する。

一番大事なのはしつけであるとのお話でございました。

また、情報を共有すること、あるいは議会に理解を求め利用頻度の低い本会議場は1階に設けて有効活用していると、まことコペルニクスの転回であろうかと思えます。

利用頻度と申しますと、この現在私どもが使っております本会議場、年間に何度使用するのでしょうか。

恐らく、15、6回から多くて20回までではないかな、つまり、365日のうちたったそれだけしかこの本会議場は使えません。

したがって、太子町においては、議場は1階の中庭に面してスケルトンとし、本会議傍聴は中庭からでも見えるようにしております。

ただし、中庭では音は聞こえないということで、2階吹き抜け部のバルコニーが傍聴コーナーでありました。

かなりゆったりしております。

議場のガラス窓をフルオープンにすれば中庭とワンフロアとなり、催し物、ライブハウスなど、コミュニケーションの場として開放しております。

定例議会の初日開会時には、本会議場内で県立太子高校、Jコーラスグループのアカペラコーラスで議会を開会すると。

その効用で議会の議論が、刺々しさがなく、民主的に運営されるようになったということです。

太子高校への入学希望者が増加しております。

議場でのコーラスの効果だとこの部長はお話しされておりました。

町でありながら、3部門制を採用しております。

3人の部長のデスクは、同じ部屋に三角形に向き合って情報を共有しております。

つまり、町全てのことを3部長が互いに把握しつつあるということでございます。

町長室はその部長室を通った先にあり、常に3部長と町長はミーティングが可能であり、しておるといってございませぬ。

住民窓口はワンストップをシステム化し、徹底しております。

備品のテーブル、机、椅子、キャビネット等々の購入は独特の方法で特別安く購入、しつらえております。

などなど、時間の都合上以上にしておきますが、お話しすれば切りがないほど多くの示唆を含んだ事柄を学んでまいりました。

さて、ここで丸尾町長に質問いたします。

本町は庁舎建設について緊防災を活用して急ぎ計画を起こすと、6月定例議会においてお話を伺いましたが、その後進展はございますでしょうか。

今後のスケジュール。平成32年度末までに竣工、供用開始するには大まかにどうステップを踏んでいけばよろしいのか。

また、コンセプトを持ったシステムについて、箱物をつくることにこだわっていないとは思っておりますが、今私は太子町を例にとってお話ししましたように、システム、コンセプトが庁舎という建物をつくるのであります。

したがって、限られた予算を使って住民本位の役所にするには、どんなコンセプトを持ち、描くのかにかかっているように感じております。

多度津駅周辺開発整備特別委員会の活動とのくくりはいかばかりかお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員ご質問の6月定例議会以降の進展について、今後のスケジュールについて、そして多度津駅周辺開発整備特別委員会の活動とのくくりについてお答えをしております。

まず、6月定例議会以降の進展についてでございます。

6月議会一般質問時には、議会にお諮りしていない段階での個人的な思いということで答弁をさせていただきましたが、その後新庁舎整備の背景、基本理念、基本方針、整備位置及び規模等につきましては多度津町庁舎整備基本構想（案）として取りまとめ、去る9月20日開催の総務教育常任委員会にてご報告をし、そして11月13日開催の総務教育常任委員会の審議を得て、11月27日の総務教育常任委員会にてご承認をいただいたところでございます。

この間につきまして、この基本構想をもとに、新庁舎整備をさらに具体化していくための新庁舎整備基本計画策定のための予算につきまして8月7日の臨時議会にて補正予算として計上したところでございます。

続きまして、今後のスケジュールでございますが、まずは前述の基本計画の策定で、基本構想で定める基本理念や基本方針をもとに新庁舎をどのように実現していくか具体的なコンセプトを検討し、必要とされる機能や手法、各階の基本的な配置、そしてそれらに必要な全体事業費の概算等について検討してまいります。

この基本計画の策定につきましては、基本構想内では平成29年度中を目途としておりますが、策定スケジュールの都合により平成30年度へと繰り越す可能性もございます。

また、基本計画の策定を受けて庁舎に必要となる機能、設備や仕様、デザイン等続く基本計画に反映をしております。

さらに、その基本計画をもとに、工事施工に向けた詳細な設計として実施設計を行ってまいります。

この基本設計、実施設計につきましては、平成30年度末までを目途としております。

そして、実施設計を受けて実際に工事に入るのは平成31年度及び平成32年度となる予定でございますが、基本計画から基本設計、実施設計、工事施工までの工程につきましてはスケジュール的にかなりタイトなものとなっておりますため、極力効率的な工程となりますよう基本設計以降の契約の手法等、速やかに検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、多度津駅周辺開発整備特別委員会の活動との括りについてでございます。

特別委員会におけるご審議につきましては、平成32年度が目標年度とされている多度津駅のバリアフリー化、駅の立体化、緊急避難路との連携、駅前、駅南側広場の整備などとともに、駅南側の開発、整備につきましては、パーク・アンド・ライド駐車場のあり方や民有地の活用も含めてどのように活性化、にぎわいづくりを図っていくかを特別委員会の皆様方にご審議をいただき、ともに考えてまいりたいと思っております。

なお、これまで特別委員会に対するご説明ができておらず、ご審議いただけなかったことにつきましては大変申しわけなく思っており、今後勉強会、また全員協議会、また常任委員会なども含めて頻繁にご審議いただきたいと考えておりますので、議員皆様方のご協力を心からお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

時間が押し迫っておりますので、最後1点だけご質問させていただきます。今、駅周辺開発整備特別委員会、これの中で検討会議が発足しようとしております。

これと同じように、この庁舎建設についても検討会議を発足し、この中でコンセプトを、十分に議論をいたし、そして建白を行うということが肝要でないかと存じますが、この点について町長のお考えをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

今、小川委員おっしゃいましたご提案につきましては、大変貴重なご意見だと考えております。

まだここで特別委員会の中で庁舎等の検討をすとかということはここでは確定しておりませんので、私の口からは明確な回答は申し上げることはできませんが、先ほど申しましたように議員の皆様方とともに特別委員会また全員協議会、そして常任委員会、そういうようなところでお諮りをいただきながらスムーズなスケジュールの運行に向けてご協力もお願いをしながら、私

どもも努力をしていこうと思っております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

多度津町のみならず、日本は人口減少が切実な問題であります。

今後も少子化が進むことは避けられません。

人はエネルギーです。

人が集まり、互いの関係性によって乗数的にエネルギーが発生します。

そして、そのエネルギーが町を育てる強い糧になりましょう。

これは自明の理でありましょう。

丸尾町長は恐らくその力を喚起することによって、多度津町全体の有機的な活性を図ろうとしているのだと承りました。

私ども議会も含めて大いに議論をして、早急に進めてまいりましょう。

よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって7番、小川保議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開は10時45分にしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

議長（志村 忠昭）

そしたら、休憩前に引き続き一般質問を続けたいと思います。

庄野克宏君。

議員（庄野 克宏）

12番、庄野克宏です。一般質問をいたします。

どうぞよろしくお願い致します。

いつ起こるか分からない地震、予報を超える大型台風などいざという時のために地域の防災計画を見直し、「自助、共助、公助」がうまく機能し、少しでも自然災害の被害が軽微になることを願って、「災害時の避難所の整備状況について」質問をいたします。

最初に、災害時の避難所に指定されている全国約3万校の公立小中高校、特別支援学校で、断水でも使えるトイレの整備は50%、停電時の電力確保ができていたのは53%に留まっていることが文科省の調査、平成29年4月でございます。

すけども、判明しております。

また、耐水性の貯水槽があり飲料水が確保できているのは66%、非常用物資の備蓄は72%、防災無線などの通信手段の確保は77%であります。

そこで、本町の避難所の整備状況についてどうなっているかお尋ねいたします。

まず、本町の避難所はどこを指定し何カ所あるのか。

また、それぞれ避難所は何名まで避難できるのか。

避難所までの距離、時間はどのくらいで、危険箇所はないのか。

避難経路は指定しているのか。

また、これらの避難方法は町民に十分徹底できているのか。

以上、質問いたします。

町長（丸尾 幸雄）

庄野議員の1点目、避難所の指定や箇所数、また収容人数などについてお答えをしてみたいです。

避難所は、11月末現在で13カ所指定しており、小・中学校を初めとする教育施設や行政施設が大半を占めております。

各施設の収容可能人員を、1人当たり3.3㎡を基準として計算すると、面積の小さい施設では30名前後から、学校のように大きい施設では施設の大きさにより収容可能人員数は1,440名となり、管理室や廊下等使用できない部分を除いて算出すると町全体では6,296名が収容可能となっております。

先ほど申し上げましたように、避難所は指定している施設の大半が町有の施設であることから、地域によって偏在しており、全ての地域にまんべんなく指定ができておらず、場所によっては徒歩で1時間近くかかる地域もあると推察されます。

避難所は、災害対策基本法により概ね全ての災害種別に対応できることが求められているため、2階以上への避難等条件つきではありますが概ねクリアしていると考えております。

想定される概ねの避難経路につきましては、既にハザードマップ等で示しているところでございますが、避難所への道中の危険箇所につきましては、災害種別や地域、避難する人の健康状態により千差万別であることから、住民一人一人の判断により避難行動については近隣での助け合いや緊急避難場所での一時滞在も含め検討いただくようお願いしているところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議員（庄野 克宏）

いろいろと詳しくお返事ありがとうございました。

特に、この辺のことについては町民には十分知らせておるとは思うんですね。

ども、その辺はいかがですかね。なかなかいざという時にはできないっていうのがほとんどだけど、緊急事態でございますのでぜひ徹底するように考えていただきたいなど、このように思っております。

次に、2つ目の質問でございますけども、本町の避難所のトイレは断水したときに使えるかどうか。

また、停電時の電力の確保、断水時の飲料水の確保はできているか。

防災無線の通信手段の確保はどうか。

それと、非常用物資の備蓄量は何日分しておるのか、それとあわせて、食品の賞味期限の過ぎたもの、特に薬品とか電池などの使用期間の切れたもの等々の生活用品のチェックはしているかどうかをお尋ねいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの庄野議員2点目の、避難所のトイレは断水時に使えるのか、また停電時の電力確保、断水時の飲料水確保など質問についてお答えを申し上げます。

災害時のトイレについてですが、高架水槽のある施設については水が水槽内にある限りは使用できると考えておりますが、給排水管の断裂や浸水等により下水道や浄化槽の汚水処理設備が使用できない場合を考慮して、凝固剤の入っている使い捨て用のトイレを備蓄品として配備を進めておるところでございます。

飲料水においては、避難所用にペットボトルの備蓄を進めているところではございますが、大地震による断水の場合は北山配水池の緊急遮断弁が閉じられることにより、そこに貯留されている水を利用することも可能というような状況になっております。

防災行政無線につきましては、移動型のものを順次用意しているところではございますが、必要台数が確保できていないこと、また避難所となっている施設管理者との間で日常の維持管理について十分な検討ができておらず、避難所には常設配備ができていない状況であります。

電力につきましては、本庁舎及び消防本部、多度津中学校においては非常用電源設備が確保できておりますが、その他の施設については確保できておらず、先ほどの防災行政無線の配備も含め今後どのようにしていくか検討が必要な課題であると認識をしております。

備蓄物資につきましては、本町において避難者1日分の食料や最低限の生活用品の備蓄を複数年計画で進めておるところでございます。

備蓄物資につきましては、台帳で管理しており、賞味期限や使用期限があるものについては定期的に確認、交換をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

議員（庄野 克宏）

備蓄用品のチェックですけれども、当町もやっておると思うんですけども、ある自治体では調べたところ、もちろん消費期限の切れたものがあったり、電池切れのものがあったり、中には備蓄倉庫が雨漏りしとったと、こんな事例もあったようでございますので、その点は特に確実にチェックしていただくことをお願い申し上げます。

それと、3つ目ですけれども、避難所を利用した人に、過去にも避難したことがあるんですが、利用した人の体験から、その避難者からアイデアとか意見とか知恵、特に安全面についてこの辺はこうしたらええとかというようなことがあればご報告いただきたい。

特に、避難所へは高齢者や身障者などのいろいろな方が避難してくるわけでございますけれども、大規模災害の場合、自治体の職員の手だけでは足りませんし、地域住民が運営するケースも考えられますので、避難所ごとの運営マニュアルっていうのは欠かせないと思うわけでございます。

この点について、本町としては運営マニュアルの作成と必要についてはどうお考えでしょうか。お願いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの3点目の質問でございます。

避難所を利用した人の体験からの要望はないのか、また避難所運営マニュアルの必要性についての質問にお答えをしていきます。

全国で過去に発生した東日本大震災などの災害においても、発災後速やかな被災状況の把握と円滑な復旧活動やきめ細やかな避難所運営が行われた自治体の事例を見ますと、行政職員が主体で行うのではなく避難所の運営は地域の住民がみずから行っている事例が多く見られるところでございます。

しかしながら、時間帯や状況により避難者が異なるため、避難してきた人や駆けつけることができた人が誰でも避難所の運営ができるようにあらかじめルールや役割を明確化しておく必要がございます。

それが議員のおっしゃる避難所運営マニュアルであります。

どの部屋をどのように活用するのかを初めとして、食料や生活用品の配給方法、議員ご指摘の乳幼児や高齢者や、また心身にハンディキャップのある方々など特別な配慮の必要な方への対応もマニュアルの中に盛り込む必要がございます。

過去に全国で発生した災害において避難所を開設した際の教訓を踏まえ、香川県が避難所運営指針を作成しており、その中には全国の避難所運営のノウハウが盛り込まれております。

それを参考に、多度津町のそれぞれの地域に応じたマニュアルを作成していく必要がございますが、マニュアル作成に当たっては先ほども申し上げましたとおり、避難所の運営主体となる地域の方々の理解や協力が不可欠であります。

本町の自主防災組織の組織率や活動の状況を鑑みますと、マニュアル作成のための必要条件を満たしていない状況であります。

また、マニュアルは作成した後はその実効性を確認するべく訓練を行う必要がございますが、現状においてはマニュアルを作成はしたものの使えるマニュアルにするための環境が物的にも人的にも不足している状況でございます。

避難所運営マニュアルの必要性については十分認識をしており、今後できるだけ速やかに作成ができる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（庄野 克宏）

今のご返事でマニュアルはまだできてないということで、地域のリーダー的な人に頼んでもできるかなあ、実際にああせえ、こうせえ。

なかなか、特に高齢者とか身体障害者とかいろいろハンディのある方でございますので、できるだけ早くそういったことを作って、簡単なものを作って、訓練するなりして実際に使えるようにしておく準備が必要かと思っておりますので、その点よろしくお願い申し上げます、このように思います。

次に、昨年4月に熊本地震で断水のために避難所のトイレが流せないで、衛生面で大きな課題が残ったようであります。

また、トイレが使えないということで水を飲むのを我慢した避難者も多くいたとのことでございます。

断水時でも使えるトイレは、下水道のマンホールを利用するマンホールトイレや、プールの水を洗浄水として使うものもあり、既に改修や備蓄をしている避難所は約50%で、対応済みの避難所は東京都、神奈川県で約90%を超えており、秋田県、島根県、長崎県では約10%未満で、香川県は約38%であります。

高校のトイレの洋式化率は全国で35.8%、1位は岐阜県の62.4%、2位が香川県で57.6%になっております。

また、香川県内の公立小・中高校のトイレの洋式化率の割合は41.1%、本町では5校の便器総数が243器、洋式便器数が139器、洋式便器率は57.2%であります。

以上のような状況から、トイレについては子どもや先生から家庭では洋式トイレが主流であり、和式便器は使いづらいつの改善の声が強いようであり、

どこの自治体も予算不足で洋式化と水洗化の対応は余り進んでいないのが現状であります。

そこで、本町のトイレの洋式化と水洗化の実態はどのような状況か。

避難所のトイレの洋式化と水洗化の整備、それと飲料水と電気の確保は計画性を持って早急に改修してはどうかと。

予算上の関係もあるかと思えますけども、その点についてお尋ねいたします。

教育長（田尾 勝）

庄野議員の本町小・中学校トイレの洋式化と水洗化の実態及び飲料水、電気確保等のご質問にお答えします。

本町小・中学校トイレの水洗化率は100%であり、洋便器率は、平成28年4月調査において57.2%で、県内8市9町の中で上から6番目の数字となっております。

これは、平成26年度に多度津中学校を改築した際にトイレ環境が大きく改善されたということが貢献していると考えています。

本調査後、白方小学校の普通教室棟の改築に伴い、現在は62.8%になっております。

その一方で、避難所となっている各小学校体育館のトイレは多目的な利用に対応しておらず、全て和便器となっております。

十分な整備ができていないというのが現状だと考えます。

以上、庄野議員の質問にお答えします。

議長（志村 忠昭）

自家発電設備とか。それはまた後な。

教育長（田尾 勝）

はい。

議長（志村 忠昭）

それから、飲料水と電気の確保は言ったのと違う。

飲料水と電気の確保、計画性はどうなってるかという。

議員（庄野 克宏）

今の質問の中で、飲料水とか電気の確保についてご返事をいただきたいと思いますが。

教育長（田尾 勝）

失礼しました。

庄野議員の避難所の飲料水の確保についての質問にお答えします。

飲料水の確保については、各小学校では対応できておりません。

多度津中学校の備蓄倉庫に飲料水を確保しているにとどまっています。

なお、現在多度津中学校において耐震性貯水槽設置工事を実施しており、完成すれば緊急時には飲料水をつくることも可能となります。

また、小学校について平成30年2月に香川県危機管理課が多度津小学校に飲料水を含む備蓄物資を設置する予定となっております。

以上……。

議長（志村 忠昭）

電気。

教育長（田尾 勝）

はい。

避難所の電気の確保についても、多度津中学校の自家発電設備のみが対応できている状況となっております。

今後は、防災担当部局と連携をとりながら、大型改修とあわせて整備を検討するなど整備の時期について協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、庄野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（庄野 克宏）

白方小学校も含めて62.8%、まだ大分残っとるのは残っとるですが、できてないところありますよね。

特に、聞いたところによったら、子どもたちも家庭と若干状況が違うので、体調の変化を起こすというんも聞いたことがありますので、できるだけ予算等々との関係もありますから全て100%全部ということもなかなか難しいんだと思いますけども、できるだけ早い機会を見つけて整備していただきたいと、このように思っておるところでございます。

次に、自家用の発電設備で電力確保ができているのは、宮城県が91%できておると。鹿児島県が9%で最も低い状況でございます。

ちなみに、香川県は32%でございます。

お年寄りや車椅子の利用者ら、避難に手助けが必要な方の利用が想定される学校とか体育館では、校舎の入り口等に段差っていうんですか、階段状の段差が若干あるのをスロープにかえるようなバリアフリー化を改修している避難所が全体の60%ぐらいあるわけです、全国的に見て。

特に、本町では災害に強い安全・安心なまちづくりということで、段差解消などのきめ細かなバリアフリー化の取り組みはいかがでしょうか。

利用者にとって非常にありがたいと思うのですが、この辺の取り組みについての考え方をよろしくお願いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの庄野議員の避難所のバリアフリー化の質問についてお答えをいたします。

町内13カ所の指定避難所のうち、屋内への経路がバリアフリー対応となっている避難所は、学校施設としては多度津中学校及び白方小学校の2カ所、その他の施設としては町民健康センターとリサイクルプラザの2カ所の計4カ所でございます。

また、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮やケアを要する方のための避難所としての福祉避難所がございますが、こちらは桃陵苑、やすらぎの森、そして指定避難所でもある町民健康センターの合計3カ所が指定されており、これらの施設はバリアフリー対応となっております。

今後の未対応施設のバリアフリー化につきましては、施設改修の際、とりわけ学校施設などの大規模改修などの機会を捉えて実施していく必要があると考えておりますが、早急な対応ができない施設も多々ございます。

そのような施設につきましては、要配慮者支援の観点から、避難所運用については開設される避難所における人の配置、支援者の協力などにより避難所ごとあるいは避難者ごとで個別に行っていく必要があると考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（庄野 克宏）

バリアフリーの取り組みについても、避難所が13カ所あるんですか、その中で4カ所ぐらいしかできてない。

できるだけそういった段差解消等々、簡単なバリアフリーで結構でございますので、そういったところの取り組みも強化していただくことをお願い申し上げたい、このように思います。

それと、先ほどからいろいろと本町の避難所の整備状況についてご報告いただき、大体分かりましたけれども、未整備な点も大分あると思うんですよ。未整備な点があるといっても、いざというときに使えなければ何にもならんわけでございますけど、全体的に見て本町の未整備についてどのように思っておるのか、今後どのように取り組んでいくのかを、町長よかったですらご報告ください。

町長（丸尾 幸雄）

ただいま庄野議員がご指摘されたこと、ごもっともなことだと思っております。

私どもも、町民の皆様の生命、財産を守るため、今30年以内に起こる可能性70%って言われております南海トラフの引き起こす大地震に備えるということが喫緊の課題となっております。

そのためには、発災時に速やかに避難所、避難場所に逃げていただく、そのことが非常に大事でありますので、町民の皆様方、健常者だけじゃありません。

子どもから体の不自由な方、高齢者の方々、そういう方々がスムーズに避難していただくためのバリアフリー化、またユニバーサルデザイン化ということは考えていかなければいけないと思っております。

ただ、その前に財政的な問題が横たわってまいりますので、財政状況を考えながらできるだけ早く今庄野議員のおっしゃったような、避難場所にバリアフリー化ができるように、またトイレの設置も行っていきたいと考えております。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議員（庄野 克宏）

どうもありがとうございます。

特に、避難所の整備につきましては、避難所を使おうというのはそれこそ年に一遍あるかないか、あったら大変なことになるんでしょうけども、他の設備の充実とあわせてできる時からぼつぼつともやっておかないと、いざというときには何もできん、こういうことになりますので、その点よろしくお願いいたします。

次に、香川県が南海トラフの巨大地震に備えて、住宅や公共施設の耐震改修促進計画を策定しておりまして、2020年度までに耐震化の目標を不特定多数が利用する公共施設で80から100%、住宅で90%に設定しております。

学校関係の耐震化率は小中学校で100%、高校、大学では92%、体育館などでは81%、民間住宅では76%と推計されております。

今、文科省は避難所の災害対応機能の一層強化を図るために、災害対応型のトイレや自家発電設備などの改修に係る費用の一部を、市町村の公立小中学校の場合コストの3分の1を補助する制度を設けているようでございます。

そこで、私はこの補助内容については十分勉強しておらないわけですが、どのようなものか、補助額はどの程度あるものかお知らせください。

先にそれをお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

庄野議員の、文科省の補助金制度についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省の避難所関連整備に該当する補助制度として、学校施設環境改善交付金の補助メニューの中の大規模改造、質的整備事業と防災機能強化事業が考えられます。

1つ目の大規模改造、質的整備事業については、建築から20年以上経過した校舎等が対象で、既存のトイレの洋式化や多目的化を行う場合、スロープを設けるなどのバリアフリー化を行う場合に対象となります。補助率は3分の1で、1校当たり400万円以上2億円以内の事業が対象となります。

2つ目の防災機能強化事業につきましては、建築非構造部材の耐震化工事から

屋外防災施設、自家発電設備の整備等が対象となります。

ここ数年の各小学校体育館のつり天井撤去や多度津中学校運動場の屋外トイレの整備は全てこの交付金を活用して整備しております。

補助率は3分の1で、1校当たり400万円以上2億円以内の事業が対象となっておりますが、自家発電設備の整備につきましては例外的に200万円以上が対象とされています。

以上、庄野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（庄野 克宏）

こんな補助金制度について一部お使いになっているということについてはよく分かりました。

なお、いろいろと他市町もこんなことの取り組みはしておるんだと思いますし、特にトイレやというんはこれはずっと使うものでございますので、ぜひ取り組んでいただきたい。

後回しにならんようにひとつよろしくお願い申し上げたら、このように思いますので、使う意思はあるということでございます。

どうぞよろしく願います。

以上で私の整備状況についての質問を終わりますけども、特に南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合、県下各市町の最大震度は6から7弱と言われております。

ちなみに、多度津町は6強と予想されております。

これまでの県内の最大震度は高松、多度津で震度5を記録した昭和21年の南海地震で、それ以降では鳥取県の西部地震の5強が最大であったように記憶しております。

いざというときは誰もが助けたり助けられたりするわけでございますけども、我が家だけの備えではなくて自治会等と共同の備えがどのようになるのか、常に情報を確認しておいて、自助に加えて共助の備えも大切であろうと思います。

過去の災害事例を正しく知り、正しく判断と正しい行動をとることが重要で、常に危機意識の高揚を図り、いざというときの行動に備えてほしいことを切望して質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって12番、庄野克宏議員の質問を終わります。

次に11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子、一般質問させていただきます。

1点目の質問は、桜川治水対策とその他の災害軽減対策についてであります
が、質問に入る前に台風18号により被害に遭われました皆様に心よりお見舞
いを申し上げます。

また、多くのボランティア、職員の皆様、ご苦勞様でございました。

厚く感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

9月16日から18日に台風18号により、本町におきましても床上浸水105戸、床
下浸水275戸など重大な浸水被害が発生しました。

このような被害は以前にも同じ場所で発生しております。

平成24年に護岸の嵩上げ、平成26年には逆流防止ゲートポンプ設置など施工
されました。

しかし、災害が繰り返し発生、このような状況では地域住民の生活が脅かさ
れ、台風のたびに不安であり安心した生活ができない。

従来 of 河川改修では限界、通用しないのではないかと思います。

その上、30年以内に70%の確率で南海トラフ地震や大規模災害の発生が懸念
されております。桜川治水の抜本的な対策が喫緊の課題であります。

そこで、質問いたします。

今回発生した重大な浸水被害の要因について伺います。

答弁お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員ご質問の、今回発生した重大な浸水被害の要因について答弁をさ
せていただきます。

本年9月17日の台風18号でございますが、進路は九州南部を通過、四国を直撃
し本州及び北海道に上陸するなど、日本各地に甚大な被害をもたらしまし
た。

議員ご質問のとおり、町内におきましても桜川の氾濫により、家屋等の浸水
被害として住家の床上、床下浸水を初め、道路の冠水、高見島、佐柳島両島
の停電被害など、近年では経験したことのない極めて重大な被害が発生いた
しました。

過去には平成16年に台風に伴う高潮など水害により甚大な被害が発生してお
ります。

このような災害実態を踏まえ、以前より進めておりました沿岸部の公共部分
の防潮堤整備が平成25年に完了し、また平成20年に桜川排水機場を移設、整
備させ、平成24年に桜川の堤防の嵩上げを完了するなど、県や町としても治
水対策など予算に限りはありますが可能な限り講じてまいりました。

しかしながら、17日に1時間20ミリ以上の降雨が3時間ほど続き、総雨量が

120ミリ余りを記録したことに加えて、満潮や高潮が重なり、排水能力を上回ったことが今回の災害の大きな要因として考えられます。

以上、簡単ではございますが、議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

1点目の質問の、浸水被害の要因についてはよくわかりました。

そこで一番重要なことは、質問で言いましたがこのような被害は以前にも同じ場所で繰り返し発生ということでございます。

二度とあってはならないということで、そのことを踏まえて次の質問に入ります。

現地調査、早急な抜本的な桜川治水の計画方針など、さまざまな要因の検証について県への要望はどのように進めていますか、答弁です。

お願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員のご質問の2つ目、現地調査、早急な抜本的な桜川治水の計画方針など様々な要因の検証について県への要望はどのように進めていますかについてですが、議員のご質問の中にありますとおり、平成24年度に県による桜川護岸の嵩上げを実施いただいたところですが、去年の台風16号及び本年台風18号に伴い2年連続して越水による浸水被害が発生したことから、去る9月29日に県知事に対し早急な対応について要望書の提出を行ったところでございます。

要望の内容につきましては、1つ目として来年の台風時期までの護岸の再嵩上げの実施、2つ目として台風等の大雨と満潮時が重なった場合における二級河川である桜川の排水について必要排水量の検討並びに排水機場の排水能力の増強に対する支援も含めた抜本的対策、3つ目として桜川の浚渫及び河床等の掘削の実施、4つ目として現在実施中の桜川改修事業の早期完了、5つ目として弘田川水系も含めた総合的な対策の実施について強く要望を行ったところでございます。

再かさ上げについては、早急に対応したいとの回答があり、10月には浸水エリアの現地調査を実施していただいております、現在設計にかかっているところでございます。

そのほかの要望についても、排水能力の増強に対する支援、河川改修の早期完了については町と協力しながら取り組んでいきたいとの回答をいただき、また河床等の浚渫についても今年度測量を実施するとの連絡もいただいております。

町としても、県の要望事項については積極的に協力しながら、桜川治水対策

の早期実施に努めたいと考えています。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

現地調査を行ったということで安心はしました。

今、テレビまた新聞等で想定外とか予想外という言葉を使っているわけですが、被害に遭われた方々にはこの言葉では済まされない、済ませてはいけないと強く感じております。

県と町とが一体となって、二度とこのような災害が起きないようにあらゆる知恵を結集し、専門的な分野で治水安全度の向上に向けて一日も早く全力で施工していただきたいと思っております。

これ要望でございますが、そこで再質問をいたします。

答弁の中で現在設計にかかっているということでございますが、今後の計画、またスケジュール等につきまして逐次報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の再質問について答弁をさせていただきます。

現在、県のほうで調査に入っていた後、今現在設計にかかっております。

その設計については、今回の雨量、雨の状況と高潮の状況を分析した上で、実際どれぐらいの嵩上げ、護岸の高さが必要だったかということを検討を、今現在していただいております。

それについても一度住民の方に説明をしておりますので、引き続きまた同じような形で住民の方に説明をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

続いての質問に移ります。

その他の被害軽減策についていくつか質問をいたします。

桜川付近の町営住宅も多くの被害に遭われました。

特に、居住していない町営住宅についてであります。

今回の台風で雨漏りがひどくなったり、シロアリの発生、柵や軒下の倒壊に近い状況など、住宅の管理については不能的な状況になっています。

そのため、近隣の住民の方からは台風が発生するたびに不安であり、更地にしていただきたいという要望がたくさんあるわけでございます。

そこで、質問に入ります。

老朽化した町営住宅の今後のあり方について伺います。

答弁お願いいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員ご質問の老朽化した町営住宅の今後のあり方につきまして答弁をさせていただきます。

この度の台風18号によります町営住宅の被害についてでございますが、住民課では9月18日に京町、栄町鉄筋、家中住宅と本通3疎開住宅をそれぞれ戸別訪問し、現地調査を行いました。

被害状況でございますが、入居しています京町住宅12戸のうち、床上浸水10戸、床下浸水2戸、栄町鉄筋住宅11戸は全て床上浸水、家中住宅4戸は全て床下浸水、本通3疎開住宅2戸は床下浸水の被害を確認いたしました。

また、京町住宅22戸、栄町鉄筋住宅18戸の空き家についても全て床上浸水の被害を受けております。

議員お尋ねの被害後の空き家の管理についてでございますが、本議会において補正予算を計上し空き家の畳等について廃棄処分する予定にしています。

また、倒壊のおそれのある柵や軒下については、緊急性の高いものから撤去作業を実施しており、住宅の撤去についても維持管理費の削減や衛生面を考慮して順次進めてまいります。

なお、本年度は「多度津町町営住宅長寿命化計画」の中間見直しの年であります。

今年度末完成に向けて現在協議を重ねているところでございます。

当初の計画から5年が経過しており、住宅の老朽化もさることながら人口減少により必要戸数も大幅に減少する見込みです。

今後は、改修、維持する住宅と用途廃止する住宅を精査し、町営住宅の居住環境を良好に保つとともに、土地の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問をさせていただきます。

補正予算で246万9,000円、現入居者移転に伴う補償13件ということでございますが、この内容につきまして少し詳しく説明をお願いいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

渡邊議員の再質問についてお答えいたします。

補正予算の240万円余りの額でございますが、今年度移転費用に係る部分の補助要綱を策定いたしました。

今回の台風により被害に遭われた方で、町営住宅から他の町営住宅への移転をお願いしております。

そんな中で、移転費1件当たり十何万円、あるいは町外に行く場合であります

と20万円、というような額も定めております。

そういった部分で今回退居する方が数件ございましたので、補正予算に上げさせていただきます。

以上でございます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁、1歩、2歩も前進したような思いをしております。

そこで、もう一点質問というか要望になるかと思うんですけども、実は住宅の撤去についてでございますが、台風時に町営住宅、場所は控えさせていただきますが、人が入っていない、そういう住宅からでございますが、柵とか軒下の倒壊がひどく、今にも風が吹けば飛ぶんじゃないか。

飛びまして、やはり人に当たったり、また車に当たったり、そういう部分で本当に大変なことになるんじゃないかという箇所がございます。

その後、台風後更地にしたかどうか、柵とか、それから軒下の分を撤去したかどうかは、確認はとれてませんが、そういうところは実際にありますので、もし他のことで箇所につきましてはお話をさせていただきたいと思っております。早急に対処しなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、次の質問に入ります。

被害軽減策として消防分団の家屋の老朽化、津波や河川の氾濫のリスクになるような敷地に建てられて、また消防分団の家屋には消防ポンプ、機材などが置いてあります。

築35年以上を超え、震災時には消防屯所が倒壊したり車両や機材が壊れることもあるのではないのでしょうか。

消防活動や救急救命をできる状況でなくなるのが懸念されています。

災害に強いまちづくりのためにも、早急な老朽化しました各地域の消防分団の屯所の整備、建設についても伺います。

よろしく願いいたします。

消防長（木村 政文）

渡邊議員ご質問の各地域の消防分団の老朽化している家屋の整備（建設）についてお答えいたします。

議員がご質問の消防屯所は、西白方地区の弘田川西岸遊水地横に建てられています消防団第4分団の消防屯所が該当いたします。

昭和61年9月の建設で、31年経過して老朽化しており、平成27年度に雨漏り修繕工事、本年度はシロアリによる座板等張りかえ工事とシロアリ駆除工事を実施しております。

また、現屯所車庫の天井高が2m50cmと低く、総務省消防庁の無償貸し付け車

両や小型動力ポンプつき積載車を更新、整備いたした場合は、車両の高さが2m50cm以上であるため格納できない状態ですので、屯所車庫の建てかえ、改築が必要となっております。

町といたしましても、津波等浸水地域内であるため移転の必要性を認識しておりますので、自然災害による浸水発生時にも消防屯所として消防団活動機能が維持でき、かつ見立地区、東白方地区及び町内一円の地区に車両で出動できるアクセス道が整備されている浸水地域外での用地を候補地として、関係各課、第4分団、地元自治会と協議を重ねて選定し、また屯所移設建設に活用できる補助整備事業等も調査して早急に移転先を決めて実施していきたいと考えております。

また、その他の分団消防屯所におきましても、分団の統合により昭和59年から昭和61年に各消防屯所が建設されて30年以上がたって、老朽化により雨漏り等が発生しておりますので、随時修繕、改修工事を実施しております。

なお、今後の各消防屯所の建てかえ、移転等につきましては、財政面を考慮しながら老朽化の状況により整備計画を作成して実施していく予定で、関係各課と協議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今、答弁の中に屯所移設建設に活用できる補助整備事業ということをおっしゃっていただきましたが、この補助制度につきましてお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

消防長（木村 政文）

ただいまの渡邊議員の再質問に対してお答えいたします。

実際、被害がありましたら緊防災が使えるのですが、今回の消防屯所の移転等におきましては緊防災が使えませんので、別の防災対策債か後、他の補助事業があるか今現在調査中ですので、その件をよろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

補助制度があれば本当にいいかなというふうに思っていますので、そういう調査をしていただいて、またわかり次第報告していただければというふうに思っております。

本当に消防屯所に関しましては、現場を見たんですけども緊急に対処しなければならぬような、そんなような建物でございました。

よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

多度津町高齢者福祉タクシー制度などの拡充についてであります。

平成26年から始まり、目的は多度津町に居住する高齢者に対し福祉タクシー利用券を交付することによって、高齢者の交通手段を確保し、外出の機会をふやすとともに経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

多くの80歳以上の高齢者の皆さんが利用し、制度の内容も定着してきていると思います。

今後は高齢者の交通事故また免許証自主返納なども関係してくるのではないのでしょうか。

この制度が始まり4年経過、「タクシー券を利用し大変に助かっています。年齢とともに病院に行く回数が増えてきていますので利用券の金額を増やしてほしい。」そういう要望を聞いております。

そこで、質問いたします。

4年間の福祉タクシーの利用状況について伺います。

答弁お願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

渡邊議員の多度津町高齢者福祉タクシー制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この制度は80歳以上の高齢者の方に外出の機会をふやしていただく目的で平成26年度から開始した事業で、500円のタクシーチケットを10枚、5,000円分を支給しておるものでございます。

ご質問の利用状況についてでございますが、平成26年度の交付対象者数2,341人に対し申請者数は1,300人で、申請率は55.3%、平成27年度は2,385人に対し1,333人で、55.9%、平成28年度は2,423人に対し1,480人で、61.1%、平成29年度は、10月の時点で2,414人に対し1,532人で、63.5%でございました。

年々申請者数は増加傾向にあり、4年間で232人の増加となっており、制度の認識が高まっていると考えております。

次に、利用状況ですが、利用総枚数と1人当たりの利用枚数であります。平成26年度の利用総枚数は5,694枚で、1人当たり4.4枚、平成27年度は6,640枚で5枚、平成28年度は8,680枚で5.9枚、平成29年度は、10月の時点で6,144枚で4枚となっております。

平成28年度は、前年度より利用総枚数が2,040枚も増加したことは、利用条件を1回1枚の利用から複数枚の利用を認めたことにより、タクシーの利用をしやすくなった結果だと考えられます。

決算額につきましても、平成26年度は284万7,000円でありましたが、平成28年度は434万円で149万3,000円の増額となっております。

29年度においても利用が順調に伸びている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

4年間で232人増加とか、また金額、タクシーの利用が使用がしやすくなったということもありまして、28年度は434万円、149万3,000円増額ということでございます。

そこで、順調に伸びていると、29年度も増えるんじゃないというような計画でございますが、それでは次の質問に移らせていただきます。

タクシー券の利用券の増額について町の考えをお伺いします。

お願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

ご質問のタクシー利用券の増額についてお答えいたします。

高齢者の交通事故が大きな社会的問題になっている一方、ひとり暮らし高齢者が買い物や通院のための移動に困っている現実があることは十分認識をしております。

本町が積極的に取り組んでおります地域の助け合い、「たどつ支え合い笑顔の会」による互助活動が広まり、高齢者の困り事にも少しでも対応できる仕組みづくりができればと考えております。

なお、この制度の対象者年齢の引き下げや、チケット枚数の増加による制度の拡充につきましては、申請率や利用枚数の状況を踏まえ、財政的な負担も考慮し検討していきたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね。地域助け合いたどつ支え合いの笑顔の会、私もこの協議会の一員でございます。高齢者の困り事ということでございますが、買い物を自分で行けない、だから行ける人が買い物をするとか、いろんな困り事ができるわけでございます。

しかし、やはり交通事故のことを考えますと、その方を自分の車に乗せてお買い物に行くとか、病院に行くということに関しましては、少し乗せるほうも勇気が要ります。

何かあれば大変に大ごとになりますし、信頼関係も失う、そういう部分が多分にあります。そういった意味で、タクシーのチケットのことにしまして、今課長が言われましたが、対象者年齢の引き下げという分もありますが、チケットの枚数の増加はぜひとも行っていただきたい。

助け合いも確かに広がってきておりますが、このことに関してはやはり一番後からになるんじゃないか。

なかなか勇気が要ることでございますので、そういった点も考えていただければというふうに思っております。

いろいろとご答弁ありがとうございます。

終わります。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって11番、渡邊美喜子議員の質問を終わります。

これで昼食休憩に入りたいと思います。

再開は13時にしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

休憩に入ります。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長（志村 忠昭）

午前中に引き続いて午後の会議を再開いたします。

6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、1市2町学校給食センターについて質問をいたします。

善通寺市、琴平町、多度津町学校給食センターの整備につきましては、平成29年4月1日に協議会が設立され、要求水準書に従い、平成29年5月31日に入札公告を行い、選定委員会も開き、落札業者が決定し、平成29年第4回多度津町議会の議案第18号、特定事業契約の締結についてという議案も提出され進められています。

そこで、お伺いをします。

1つ、議案の議決後の今後、平成32年末までのスケジュールは大まかにどう進んでいきますか。

1つ、去る4月1日の協議会の設立以後、協議会の会議はどの程度開催されましたか。

また、その内容について伺います。この間、協議会の費用はどのようなものに支出されていますか。また、その契約はどのようになっていますか、お伺いします。

1つ、議案第18号の契約承認についての資料によりますと、特定事業者と市町3者による4者の契約となっています。

なぜ、4者契約としたのでしょうか。

1つ、この契約書金額はどのような項目について算定されていますか。
例えば、施設建設費とか業務運営費などと思いますが、以前お示しをいただいた検討調査報告書によって、その項目のみの説明をいただければと思います。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

教育長（田尾 勝）

村岡清邦議員の議決後の今後のスケジュールについてのご質問にお答えします。

特定事業契約の締結についての議案を1市2町の議会において議決いただいた後に契約の効力が発生し、事業者において来年、平成30年1月より基本設計や実施設計を実施いたします。

なお、基本設計は平成30年3月中旬までに、実施設計は平成30年6月末までに完了する予定であります。

その後、建設確認申請を行う予定でございます。

建設工事につきましては造成等の準備工事は平成30年6月より開始する予定ですが、建築確認完了後の平成30年8月中旬より本格的に建設工事に着工する予定です。

竣工は、平成31年6月末を予定しております。

施設等の完了後、平成31年7、8月に従業員の研修、調理、配送のリハーサル等の開業準備を実施し、8月の終わりの善通寺市の2学期開始より給食の提供や維持管理を開始するスケジュールでございます。

以下の質問については、教育課長より答弁させていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の1市2町学校給食センター協議会の開催回数とその内容について、また協議会費用の支出内容及び契約についてのご質問にお答えいたします。

まず、協議会の開催回数についてでございますが、現在までに4回開催してございます。

内容につきましては、4月17日に開催された第1回の主な内容として、会長の選出、会長職務代理者の指名について、協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を定めることについて、協議会の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理する監査委員を定めることについて等でございます。

続きまして、5月2日に開催された第2回の主な内容として、職員のうち主任の者を定めることについて、1市2町学校給食センター整備運営事業に係るPFI事業者選定委員会設置規定及び選定委員の任命について、1市2町学校給食

センター協議会負担金に関する規定について、平成29年度1市2町学校給食センター協議会予算について等でございます。

続きまして、5月24日に開催された第3回の主な内容として、特定事業の選定について、1市2町学校給食センター整備運営事業に係る入札公告について等でございます。

最後に、10月24日に開催された第4回の主な内容としては、1市2町学校給食センター整備運営事業に係る落札者の決定についてでございます。

以上がこれまで開催された4回の協議会における主な協議内容でございます。

次に、協議会費用の支出及び契約についてでございますが、現在のところ協議会予算より25万円弱を支出しております。

その主なものがP F I 事業者選定委員会の開催に係る経費で、委員の報償費、旅費及び需用費として支出しております。

また、ご質問の契約についてでございますが、現在のところ契約を締結するような支出は行っておりません。

続きまして、本議会に提出させていただいている特定事業契約の契約当事者が1市2町と事業者の4者契約となっていることについてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるP F I 法に基づき実施する事業で、事業者が学校給食センターを整備し、1市2町に所有権を移転した後に維持管理及び運営を行うB T O方式で行われるものです。

つまり、今回の事業契約には学校給食センター整備を、事業者が学校給食センターの建築を行い、1市2町に所有権を移転することも含まれた契約となっておりますので、法人格を持たない1市2町学校給食センター協議会では財産の取得等権利義務者となれないため、1市2町が契約主体となり、事業者を含めた4者契約を行おうとするものでございます。

最後に、契約金額における算定された項目についてのご質問にお答えいたします。

今回の契約金額における積算された項目につきましては、検討調査報告書における施設整備費に当たるものとしては、設計、建築費ほかから成るサービス対価A及び開業準備費に当たるサービス対価Bから積算されております。

また、検討調査報告書における管理運営費及びS P C 経費等に当たるものとしては、維持管理業務費及び運営業務費から成るサービス対価Cにおいて算出されております。

以上で村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

再質問をさせていただきます。

順序が前後すると思いますが、1つ目は以前どこかでお聞きをしたとは思いますが、1市2町協議会の代表者と契約をすることも可能であるやに聞いております。

4者契約ではなくて1市2町の協議会の代表者と契約をする、そのようなこともお聞きもしましたが、その検討はされましたか、お伺いをします。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の再質問についてお答えいたします。

本契約につきましては先ほども申し上げましたとおり、事業者が施設を建設して1市2町に所有権を移転する契約も含まれた事業契約となっております。

この契約では1市2町の応分に依じて所有権を移転し、1市2町が所有することになっておりますので、1市2町を代表する自治体と事業者との2者との契約というのは不都合であると判断し、1市2町と事業者の4者との契約といたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

この件につきましてはまた委員会のほうで少し議論をさせていただいたらと思います。

それと、再質問ですが、今回の契約では4者契約という形をとったということでございます。

4月1日に設立をしました学校給食センターの1市2町の協議会では、その協議会というのはどういう位置づけになるような、協議とか運営をなさっているかと考えておられるのか、その点についてご質問をさせていただきます。

よろしく願います。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の再質問、1市2町の協議会の業務等々についてのご質問にお答えさせていただきます。

1市2町学校給食協議会の業務につきましては、学校給食施設の管理運営に関する業務でありますので、行政が行うべき食材の調達、献立の作成、アレルギー対応などの業務のほか、事業者の指導監督などの業務を協議会において共同して行うものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

次に、支出はどのような支出がありますかというような質問をさせていただきました。

例えば、物品の購入についても商行為であると私は思っています。

購入をして領収書をもらう。

これはまさしく契約に値するというふうに思っていますから、1市2町の協議会として支出をしたものと考えています。

支出の中の金額を、代表数的なものの中には先ほど説明のありました選定協議会の部分の費用を出しました。

このことは分かりましたが、そのほかの代表的な支出についてはどのようなものがあつたでしょうか、よろしく申し上げます。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまのご質問の協議会予算の支出項目の細かなところについてお答えしてまいります。

先ほど答弁させていただきましたように、協議会の会議費といたしまして事業者選定委員会の報酬等々を支払っております。

また、協議会の事務費といたしまして、備品購入といたしまして、公印の方で1万2,000円程度支出しております。

主なものと申しましても以上な形になってますので、合計が24万8,436円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいま公印についての支出も出しておると、これは当然1市2町のお金として請求があり、1市2町の協議会としてお支払いをしたんだろうなというふうに思ってますんで、そうした意味では契約に当たる行為はちゃんと1市2町の協議会でもなさっておるということで、今回の4者契約にしたという部分以外にも協議会の方で払える予算もあるんだということは理解ができたんですが、今後支払いについてどういったようなことになっていくのかなという部分については、もう少し委員会の中で説明をいただけたらと思っています。

次に、契約金額についての項目についてのご説明をこれまでお示しをいただいた検討調査報告書の中には、①番として施設整備費、②番、維持管理運営費、③番、SPC経費等、④番、1市2町必要経費、⑤番、その他の項目が列挙されておりました。

今回、③番のSPC経費等については今後対応していくのかな、支出負担行為の中に、契約の中には少し含まれていない部分もあるのかなということ、今後このことについては対応するのかなというふうにも想定はできますが、⑤番、その他の経費の中について、一部契約の中に含まれているのではないかと思うのですが、先ほど説明ではそのことに触れておられなかったのですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

議長（志村 忠昭）

教育課長、答弁できんの。答弁できんのやったら、ちょっと休憩しましよ
うか。

教育課長（竹田 光芳）

お願いします。

議長（志村 忠昭）

ちょっと休憩させてもらいます。

休憩 午後 1 時21分

再開 午後 1 時28分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて答弁をしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の再質問の調査報告書におけるその他の項目につきまして、今回の事業契約外ではありますが、1市2町が支払う公債費についての事業費等々もあらかた事業費として算出はされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

お答えいただいた内容が少し私の思いとは、ずれとりまして、私はそれ以外の部分の1行であったというふうには思うとんですが、申し訳ありませんがまたこれは委員会の中で説明をいただけたらと思っております。

よろしくお願いします。

それからもう一点、私は今後のスケジュールについてお尋ねをさせていただきました。

平成32年末ぐらいまでの間のスケジュールということをお願いはしたんですが、31年8月までで若干止まっているというようなスケジュールであると思うんですが、この後、あと一年間ぐらいのスケジュールがこの中にお答えをいただける部分があるのではないなということでお尋ねをしたんですが、そのスケジュールについてお答えがなかったのがあります。

それは、結局59億円なにがしのお金の中には施設を建てたり、それからもう一つは事業を運営したり、あるいはそうした施設の管理をするためのお金、全てを含めたお金が59億円なにがしのお金だろうというふうに契約書の中にはうたわれていると思います。

そこで、31年9月には59億円なにがしの中の一部の金額、これが施設の建設費に当たるのではないかなと。

その金額が幾らになるのか、それはでき上がってみないとその金額の算定は

なかなか難しいのかなというふうに理解はしますが、そうしたときに、検査も受けて、受け入れをすんですよ、ただその行為だけで財産を多度津町、あるいは善通寺市、琴平町が取得をするという行為だけでいいのか。

そうすることが補助金の申請とかそうしたことに繋がっていくのかなと。

補助金を申請するとすれば、この施設を建てた建設費が幾らになるのか、そうした金額の確定もしなければ補助金の申請はできないというふうに思うんですけれども、そうした行為を、財産を取得するために建設費の部分の金額がこれだけになりましたよというような確定の行為もそこには必要であるのではないかなということで、わざと32年の末頃までにとというような表現をしたわけですが、いやいやそれは59億円なにがしの中に含まれていますから、そんな金額を確定する必要は一つもないんですよというお答えならばそれはそれでも構いませんが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

ご答弁をお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員のご質問にお答えいたします。

国庫補助申請につきましては、県等に問い合わせたところ、国庫補助申請につきましてはP F I 事業であるということをお伝えし、国庫補助申請について県教委等々に問い合わせさせていただきました。

申請の時期につきましては、施設の完成する平成31年度分に国庫補助申請するようにお聞きしております。

また、今回の事業契約におきまして、国庫補助申請する際の申請書類につきましてもP F I 事業者、S P Cのほうで作成することに当然協力するし、その内容についても1市2町協議会のほうと協議しながら申請書類等については準備を進めていくということに事業契約書のほうの詳細についてもそういうことになっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

スケジュールについてお尋ねをしていますから、そうした補助金申請の、この時期に補助金申請をしますよというのがスケジュールになるんであって、今言う書類をお聞きしとるとか、そうした意味で聞いたわけでもないんで、スケジュール的には、例えば31年10月、あるいは年内、12月ぐらいまでにそうした補助金の申請をしますとか、あるいは31年度分として申請をするのであれば最大1年間余裕を見て、もう一つ向こうの33年3月31日までにするとか、そういったようなことのスケジュールが聞いたかったということでご質問をしたんですが、その辺のスケジュールですからその通りしなさいというわけでもないんですが、補助金申請をするタイミングというのもあるんで

ないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員のご質問にお答えいたします。

補助金の申請に関するスケジュールにつきましては、31年度にいただくような形になりますので、平成30年度には建築計画等々を補助金の申請について要望していくことになろうかと思えます。

申請して、申請が通ったら31年度に補助金をいただけるというようなスケジュールでございます。

以上でございます。

議員（村岡 清邦）

分かったとはなかなか返事のできんですが、その部分でありましたら、当初こういうようなスケジュールがありますよという中の1行の項目の中に含めておいて欲しかったなというふうに感じましたので、またそれは委員会の中でどのタイミングでするのかというようなことはお聞きをさせていただけたらと思っています。

これは要望ですが、今回の議案の提案につきましては、契約書の表紙のところのみの資料ですから詳細については理解ができなかったわけですけども、59億円やったですかね、59億円なにがしの金額は3者の支払い金額でありまして、本町の負担額は幾らにするというような内容についても恐らく契約書の中に記載をされているのかなと思っています。

この契約によって本町の支払い金額が一定程度確定をしたわけですから、その資金計画についてもお示しをいただかなければならんというふうに思っています。

後日、総務委員会において結構ですので、よろしく願いをしておきたいと思えますし、また細やかなところの部分につきましては後日総務委員会の場で質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって6番、村岡清邦議員の質問を終わります。

次に、10番、尾崎忠義君にお願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は平成29年多度津町第4回12月議会定例会におきまして、1、国民健康保険都道府県単位化の保険料問題について、2、インフルエンザ対策について、

3、白方地区古墳まつりの開催についての3点について一般質問をいたします。

まず最初に、国保都道府県単位化の保険料問題についてであります。

これまで、国民健康保険制度の運営は市町村、中でも東京23区の特別区も含むということでございまして、それと国保組合が行ってききましたが、来年の2018年（平成30年）4月からはこれに広域自治体である都道府県が加わることとなります。

国保制度は今から60年前の1958年に、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」これは国民健康保険法第1条と憲法25条の生存権規定を具体化するものとして誕生したものであります。

そして、市町村に運営の義務を課することにより、1961年に医療と保健に関する「国民皆保険制度」を実現しました。

こうした社会保障制度の中でも中心的な位置づけと役割を持つ国保制度ですが、今回の制度改革で何がどう変わるかは必ずしも理解されていない状況であります。

この背景には措置制度である生活保護のように裁判権利闘争を通じ社会問題として取り上げることがなかったことや、国の行う社会保障制度の側面が強く、制度改革の内容を地方自治制度として取り上げられてこなかったことなどが考えられるわけでありまして。

国保に加入している者の立場から「保険料の負担」については市町村により「上がる」「下がる」「変わらない」があり、保険料負担では「改悪」とも「改正」とも言えません。

共同通信社調査、（2017年8月26日公表）によると、国保の運営主体が市区町村から都道府県に移る制度変更に伴い、市区町村のうち35%は来年度保険料が上がると予想していることが明らかになりました。

半数近くの市区町村が「分からない」と回答していることから、これだけで「上がる」とは言えませんが、この結果で推測すると今回の制度改革は「改悪」と言えることとなります。

しかし、国保財政で見ますと制度改革の「恩恵」として、公費が新たに3,400億円投入され、加入者1人当たりで1万円の財政効果があるとされており、これだけで見ますと保険料は「下がる」こととなります。

それでは、各市町村でなぜ「上がる」や「分からない」との回答になるのかは、1、制度改革によるもの、2、法定外削減によるもの、3、統一保険料率によるもの、4、医療費の増大によるもの、5、所得水準の変化によるものなどが挙げられ、この結果、加入者1人当たりでみて、前年度と同じ保険料収入を

確保するために保険料率を引き上げざるを得ない事態が生まれております。
そこで、保険料に影響を与える項目などについてお尋ねをいたします。

- 1、国保事業費納付金に町の医療費水準、所得水準をどう反映させるのか。
- 2、法定外繰り入れの削減をどう考えるのか。
- 3、統一保険料にするのかどうか。
- 4、標準とする保険料算定方式をどのようにするのか。
- 5、国保医療納付金の算定に用いる収納率はどのくらいか。
- 6、公的医療機関や公的医療保険制度の中でも所得に比べ保険料の重い協会けんぽ、つまり中小企業の労働者中心の負担はどうなるのか。
- 7、多度津町における保険料負担はどうなるのか。
- 8、医療機関での窓口負担はどうなるのか。
- 9、市町村窓口における手続はどうなるのか。
- 10、保険料試算による値上げに対する都道府県繰入金による激変緩和措置は適応できるのか。

以上、第1点目の10項目について答弁を求めます。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の国保都道府県単位化の保険料問題の1点目、納付金に対する医療費水準、所得水準の反映につきまして答弁をさせていただきます。
国保事業費納付金は国税の賦課と同様の考え方にに基づき、応能分と応益分で構成されております。

応能分は被保険者の所得額などの負担能力によって配分される部分で、応益分は被保険者数や世帯数によって配分される部分であります。

この配分の割合はおおむね50対50になるように法律で定められておりますが、納付金額を算定する場合、都道府県ごとの被保険者の所得水準によって比率を変更してもよいことになっております。

県では被保険者の所得水準が全国平均より低いため、応能分で負担する割合を少なくして、応能分、応益分の割合を46対54にすることになりました。

このように所得水準を反映させた比率にすることで、県の国保の実態に合った配分になると思われまます。

医療費水準は市町ごとの過去3年間の実績をもとに、市町間の医療費水準の差を係数化し、医療費の多い市町は納付金配分額も多く、医療費の少ない市町は納付金配分額も少なくなるように算定されることとなっております。

以上、尾崎議員ご質問の1点目の答弁とさせていただきます。

以下、引き続き担当課長より答弁をいたしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員ご質問の2点目から10点目について答弁をさせていただきます。
まず、2点目の法定外繰り入れの削減についてですが、法定外繰入金につきましては大きな問題となっていることから、国保広域化に当たり、市町が県に納付金を納めるためにどれくらいの国保税の税収が必要か、またそのためにどの程度の税率が必要かということについて県から参考値が示されることになりました。

市町はこの値を参考に法定外繰入金が少なくなるように税率を設定する必要があります。

町の場合、直診会計へ繰り出すための法定外繰入金がありますが、この繰り入れは制度的に認められているものであり、単なる決算目的のための繰入金ではございません。

広域化後も財源補填のための繰り入れを行うことのないように、適切な国保財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、統一保険料についてですが、広域化に当たり統一保険料にすることも認められていますが、県では市町間に医療費水準の差があることから、統一保険料にした場合、医療費水準の低い市町の税負担が余分に増えることになるため、当分の間は統一保険料にする予定はないようです。

全国的には北海道や大阪府などが統一保険料を考えているようで、先行して統一保険料を採用する自治体の今後の動向を注視していきたいと考えております。

次に、4点目の保険料算定方式についてですが、標準保険料率は、2番目の説明の中にありました、納付金を納めるためにどの程度の税率が必要かについて県から示される参考値です。

算定方法については、まず納付金を納めるためにどれくらいの国保税が必要か、これを国保税収納必要額といたしますが、この金額を算出する必要があります。

これは市町に配分された納付金額に出産育児一時金や葬祭費、保険事業費などを加え、公費の一部や法定内繰入金を引くことにより算出されます。

この計算で算出された国保税収納必要額を応能分と応益分に分け、応能分の金額を市町ごとの被保険者の総所得で割った値が所得割税率になり、応益分の金額を市町ごとの被保険者数や世帯数で割った値が均等割や平等割の額になります。

この手順で算出された税率や税額が標準保険料率になります。

次に、5点目、納付金の算定に用いる収納率についてですが、本町の国保事業費納付金を県が算定する過程では収納率は関係しませんが、この国保事業費納付金を納めるために必要となる国保税収納必要額を算定する過程では本町

の収納率が影響をしてきます。

国保税収納必要額の算定の過程で使われる収納率は、本町の過去3年間の収納率のうち最も低い収納率です。平成30年度の算定では26年度から28年度の収納率の最も低い年度の収納率が使われることになり、本町の場合、26年度が最も低いため、26年度の収納率90.14%で算定することになります。

次に、6点目の協会けんぽの加入者負担についてですが、協会けんぽは社会保険制度であり、平成30年度からの国保広域化とは直接的な関係はありませんが、中小企業の労働者を中心とした比較的規模の小さい保険者であり、また被保険者の医療費も年々増加傾向にあるなど市町国保とよく似た状況にあると言えます。

こうしたことから、協会けんぽでは将来保険料率の引き上げを予定しているようですが、現在は激変緩和措置により保険料の引き上げが抑制されているようです。

いつの時点からどれぐらい保険料がふえるのかなど具体的なことは不明ですが、国保と同様に厳しい財政状況にあると思います。

次に、7点目、本町における保険料負担についてですが、平成30年度以降の本町の国保税については収納必要額や税率を計算するためには県が配分する納付金額がどの程度になるか把握する必要があります。

30年度の本町の納付金額につきましてはこれまでに数回県から推計値が示されていますが、その算出過程の中に経過措置として広域化後も数年間それぞれの市町が個別に負担しなければならない費用や市町の負担を抑制するために臨時的に投入される公費などがあり、見込みの立てづらいつ況が当分続くと思われまふ。

こうしたことから、被保険者の税負担が広域化後にどのようなになるか具体的にはお答えできませんが、県から示される標準保険料率なども参考に一定の税収を確保しつつ、被保険者への影響ができるだけ低くなるように努めたいと考えています。

次に、8点目の医療機関での窓口負担についてですが、平成30年度からの国保広域化は、保険者の規模が小さい場合、財政運営が不安定になることから財政運営の主体を市町から都道府県に移すことが大きな変更点でございます。

このため、県や市町の国保会計については規模や項目など大きく変わる部分がありますが、被保険者の医療機関での窓口負担については、全く変更はございません。

次に、9点目の窓口における手続についてですが、国のガイドラインにもありますように、被保険者証の発行や各種届け出、申請の受け付けなどは広域化後も被保険者の身近にある市町窓口が引き続き責任を担うことになってお

り、これまでと全く変更はございません。

最後に、10点目の激変緩和措置の適用についてですが、県が算定した納付金を納めるために市町では一定の国保税の収入が必要になりますが、従来の税率では必要な税収が見込めない場合に税率を大幅に引き上げると被保険者に大きな負担を与えることとなります。

こうしたことから、国では激変緩和措置として県単位の納付金額に対して特例基金や県の繰入金を投入することで、県全体で必要となる納付金額を抑制する仕組みが設けられています。

また、市町に配分する納付金につきましても納付金基礎額に対して県が定める一定の割合を超える上乗せ金額が生じる場合は、市町ごとに公費が投入されることになっています。

本町の場合、11月に示された納付金について、過年度に前期高齢者交付金の超過交付があったため、その精算金として納付金基礎額に約3,000万円が上乗せされていますが、これに対して約2,000万円の激変緩和措置がとられているため、約1,000万円程度の上乗せに抑制されています。

これらの他にも被災や経済の不況などにより納付金を納めるために必要な国保税の収入が見込めなくなった場合などに、市町は県からお金を借りることができる仕組みなども設けられており、制度改正による激変を抑制できるようになっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありましたが、国保の都道府県単位化の保険料問題については3点ほど要望したいと思います。

1点目は、町として2016年度の法定外繰り入れを反映した保険料率の試算比較を公表すること、2点目には来年度も引き続き保険料軽減のための法定外繰り入れを行い保険料値上げを回避すること、3点目には同水準の法定外繰り入れで値下げできるような対策を講じること、この3点を要望いたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、「インフルエンザ対策について」であります。

この12月に入り、今年も例年より早い寒い冬が到来しております。

今年は早い時期からのインフルエンザの流行の兆しが伝えられ、香川県では早くも高松市の仏生山小学校が先日の11月下旬に学級閉鎖になるなどの影響が伝えられております。

インフルエンザはその表面の形で、A型、B型などに分類されております。

例年どちらか、または両方が交ざって流行しますが、A型の場合、また細か

い分類でH1N3やH3N2などの流行が予測されます。

特に2009年に新型インフルエンザとして流行した豚由来のインフルエンザ（H1N1）は強毒性ではないが、感染力が強く、ぜんそくなど余病がある場合に肺炎などを起こして重症化することもあり注意が必要となっております。

また、香港型と言われるH3N2が流行するときは脳炎など重篤な合併症を起こすことがしばしばあるということでもあります。

B型はA型に比べ重症化することは少ないのですが、症状が軽い分、普通の風邪と区別が付きにくく、インフルエンザとわからずに長引いたり、周りにウイルスをまき散らし、流行が拡大したりすることがあります。

また、腹痛や嘔吐といったおなかの症状が強く出ることもB型ではよくあるということもございます。

とにかく、この時期の熱や風邪症状が出たときは慎重な対応が必要となっております。また、乳児などの場合、熱以外に哺乳力低下やぐったり感が重症のサインになることもあるので注意することが大切だと言われております。

ワクチンはお年寄りの場合、肺炎などの重症化を防ぎ、命にかかわる合併症を減らす効果があり、小児の場合、ワクチンの有効率は高いとは言えませんが、ある程度の要望効果が期待できるわけであります。

多くの方が接種し、少しでも発症を予防することで、その中から重症になる子どもが減ることが期待できるわけでありますが、残念ながら今年はワクチンをつくるウイルスの選定に時間がかかってしまい、例年より5%から10%供給量が減っているとと言われております。しかし、この12月に入ればワクチンの供給も改善すると期待されております。

そこで、お尋ねをいたします。

1、児童、幼児のインフルエンザワクチンの町内での接種率、人数はどのくらいか。

2、タミフル、リレンザなど服用していても、また服用していなくても死に至る異常行動をすることが最近わかっておりますが、事故防止の注意点、保護者や同居親族に対しての異常行動の対策、周知はどうするのか。

3、アナフィラキシーショックとはどういうものか。

4、接種後、重い副反応が起きた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度があるがどのようなものか、また相談窓口はどこか。

5、お隣の善通寺市ではインフルエンザ予防接種について、対象者として生後6カ月から中学校3年生まで助成額として1,500円を補助しており、綾川町でも一部助成として生後6カ月から中学校3年生まで1回につき1,500円を補助しているが、多度津町でも子育て支援として、また集団感染の防止及び予防効果

として医療費の軽減にもつながることでもあり、ぜひ助成を実現すべきと思うがどうか。

以上、2点目の5項目について答弁を求めます。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

尾崎議員のご質問のインフルエンザ対策についてお答えしていきます。

まず、1点目の児童、幼児のインフルエンザワクチンの町内での接種率、人数についてはどれくらいかのご質問についてでございますが、任意での予防接種のため児童、幼児の接種率、人数は把握していませんが、中学校を通して調査したところ、中学生の接種率は現時点では28.8%で今後まだ増加すると思われるます。

次に、2点目のタミフル、リレンザなどの服用やインフルエンザ患者による異常行動などの事故防止の注意点、保護者等に対する異常行動の対策、周知についてはどうするかのご質問についてでございますが、インフルエンザにかかり医師からタミフル、リレンザ、また最近ではイナビルなどの処方があった場合や服用の有無にかかわらず異常行動の発生に伴う事故防止については、処方されたほとんどの薬局等の薬剤師がリーフレットを配付し、10歳代以下の場合には特に大人がそばで見守るよう、注意、説明を丁寧に行っていると聞いています。

また、町としての周知はワクチン接種だけではなく、他の感染症予防も含めインフルエンザ予防のための日常生活上の注意、罹患したときの過ごし方、また周囲への感染拡大防止などの啓発と考えており、広く周知しているところ です。

3点目のアナフィラキシーショックとはどういうものかのご質問についてでございますが、アナフィラキシーはアレルギーの一種で体の中にウイルスや細菌の異物が入ったときに過剰に反応し、攻撃をし過ぎる結果、逆にマイナスの症状を引き起こし、急速に起きる症状として全身のじんま疹、呼吸困難、血圧低下、意識喪失などの激しいアレルギー症状を呈します。

そこで、接種を行う前には、インフルエンザに限らず、添付の注意事項をよく読み、不明な点は医師等に相談し、予防効果や副反応等について十分理解した上で本人または保護者の判断で接種を希望すること。また、医療機関においてもワクチン接種後は問題が発生しないか様子を見るよう、保護者または本人に周知をしています。

4点目の予防接種法に基づく健康被害救済制度の内容と相談窓口はどこかのご質問についてでございますが、予防接種法に基づく定期の予防接種については、予防接種により医療機関での治療や生活に支障を来すなどの健康被害が生じた場合には、因果関係について専門分野の委員で構成される予防接種健

康被害調査委員会で調査し、法に基づき医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料などが健康被害の程度等に応じて支給されます。

また、窓口は市町となっています。

最後、5点目の本町においては生後6カ月から中学校3年生までのインフルエンザ予防接種の助成を実施しないのかのご質問についてでございますが、本町では現在、子どものインフルエンザ予防接種は任意の予防接種に分類されているため全額自己負担で受けていただいておりますが、平成30年度から善通寺市と同様の助成方法で、町内医療機関において実施した方を対象に1回につき1,500円を上限とし、生後6カ月から13歳未満については2回、また13歳以上中学校3年生までは1回の助成をしたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、インフルエンザ予防接種の有効性について、特に高齢者の発病防止や重症化を防ぐ効果が確認されています。

また、最近では早期診断のキットもあり、治療としての抗インフルエンザ薬の種類も増え、以前に比べ早期治療は可能になってはいますが、決して安心してよい病気ではありません。

予防接種費用の一部を助成することは経済的負担を軽減し、接種率を向上させ、家族ぐるみで接種することにより感染拡大を防ぐこと、また保育所、幼稚園、学校など社会全体の予防につながり、医療費の軽減も期待できると思われまます。

これからの時期、インフルエンザ予防とともに町民が健康で過ごせるよう支援していきたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありましたインフルエンザ対策につきましては、平成30年度から町内医療機関におきまして実施したものを対象に1回につき1,500円を上限とし、生後6カ月から13歳未満については2回、また13歳以上中学校3年生までは1回の助成をするという答弁をいただきましたが、これは大きな一歩前進であります。

ぜひ、対象者には周知徹底を図っていただきたいことを要望いたします。

最後に、「白方地区古墳まつりの開催について」であります。

平成29年度香川県教育委員会委託事業「地域で共育」として大野原古墳まつりが、今年の12月17日日曜日9時から16時まで観音寺市大野原八幡神社を主会場に大野原中央公園、宮之下自治会館を開催場所とし、主催大野原古墳まつり実行委員会、香川県教育委員会、後援観音寺市、観音寺教育委員会で盛大に開催されます。

多度津町でも仲多度及び町文化財保護協会がこの国指定史跡大野原古墳群で

ある1、椀貸古墳、2、平塚古墳、3、角塚古墳、その他4番目に岩倉塚古墳、5、四角塚古墳、6、観音堂古墳、これらを昨年12月に研修したところであります。

「温故知新」ということわざがありますが、「古きをたずねて新しきを知る」ということであります。

町内で白方地区は古墳が最も多く、特に奥白方付近は、当時有数の集落地帯であったことが分かっており、この古墳時代は西紀2世紀から3世紀より7世紀から8世紀に至る期間ですが、この時代の末には古事記、日本書紀が編さんされ、日本国も国家としての統治形態をほぼ出現するに至った時代であります。

この古墳時代の郷土はどのような姿であったのかは北山、奥白方、見立などの古墳の形態及びその内部からの出土品などによって、当時を推測することができるのですが、古墳の形態については大体、讃岐では円墳が大部分であると言われており、極めて少数の前方後円墳があり、海岸寺奥の院の山上の御産盥山古墳も小規模ではありますが、第11号古墳とされているのがその一つであります。

しかし、現在古墳の大半はその後の田畑の開発や町道、県道、水路の敷設に伴う土木工事、また放棄地などのために破壊され、そして天災地変などによって流出をし、変形したり、ほぼ初期の形を保っているものは少なくなっております。

この白方地区の中で第1号向井原古墳から第20号黒戸山古墳までが奥白方地区、第21号古見立古墳から第24号古墳址までが見立地区、第25号古墳から27号古墳が西白方、東白方地区に属しております。

そのうち、第10号、第11号は西白方地区でございます。

中でも第4号盛土山古墳の大円墳は、かんす塚、千人塚とも言われ、県指定の文化財となっており、周囲300m、高さ15m、基底の直径が28m、墳上の直径が18mで香川県下では標高の一番低い位置にあり、3段に構築されておりましたが、畑地となったため原形が壊されていますが、県の管理のもと、よく保存され、県内外から数多くの方が訪れております。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点は、「白方地区古墳まつりをふるさとの歴史街道」として県の補助などを受けて開催できないものか。

2点目には、多度津町文化財マップとして平成29年4月1日に発行しておりますが、新たに多度津町古墳文化財マップを作成できないか。

3点目に教育学習の一環としての古墳めぐり、あるいは保存、保護として、また町歩き健康ウォーキングとして天霧城址、林求馬邸への散策なども取り組

みができないものか。

4点目には、第9号北の前古墳（尾崎清之助方）は町道沿いにあり、敷地内には雑草が繁茂しており、羨道玄室内には竹が2本大きく生育しており、古墳内を見学できない状況でもあり、このままでは古墳が崩壊、崩落しかねない状況でもあり、個人所有地の古墳管理はどうなっているのか。

また、町内古墳の保存について、チェック、検討、予算化はしているのかどうか。

以上、3点目の4項目について答弁を求めます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の白方地区古墳まつりの実施についてのご質問のうち、私からはまず3点目の教育の一環として古墳めぐり、町歩き、天霧城址、林求馬邸への散策などの取り組みができないかの質問にお答えします。

子どもたちが地域、ふるさとから学ぶことは大切なことだと思っています。学校では学習指導要領に基づき、地域の実態、子どもの実態、保護者の願いを受けて教育の方針や教育課程を編成し、限られた時間の中で年間計画を作成し、教育実践に移しています。

実践に当たっては町の教育方針である、多度津町の「人」「こと」「もの」を大切にしながら教育効果を上げようとしています。

地域の中にはたくさんの学ぶことがあります。

そこで、実践に当たっては学校が価値ある内容、活動は何かを主体的に判断し、限られた時間の中で計画的に教育活動を展開します。

議員ご指摘の内容は体験的な校外学習となるため、遠足などの校外学習とか、あるいは総合的な学習の時間、社会科の学習などを使うことが考えられると思います。

また、学校だけでなく子ども会などの地域の中での学ぶ機会をつくるのも一つ方法だと考えます。

以上、尾崎議員の3点目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

その他の質問につきましては、教育課長より答弁させていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員ご質問の1点目の白方地区古墳まつりを歴史街道として県の補助を受けて開催できないかについてのご質問にお答えいたします。

文化財行政を所管する県教育委員会の中で、文化財そのものや歴史街道に関係する事業で補助を受けて実施できるものは現在確認できませんでした。

尾崎議員がご指摘された「古墳まつり」を地域の教育力を高めるための事業として行い、それに対して県の補助を受けたというケースがあるようで、観音寺市の大野原町では国指定史跡大野原古墳群についての地域住民や小・中

学生の関心を高めるために県補助事業の家庭・地域教育力再生事業「地域で共育」を受けて実行委員会を立ち上げて実施していることは議員ご承知のとおりでございます。

こうした事業を活用することで県の補助を受けた取り組みが可能になると考えています。

ちなみに、多度津町ではこの事業を受けて、子どもと地域をつなぐ実行委員会が主体となって「元気、体験、ハッピー・フェス」を開催しているところでございます。

次に、2点目のご質問の多度津町古墳文化財マップの作成についてのご質問にお答えいたします。

尾崎議員ご指摘のとおり、本町では本年度より文化財マップを作成、発刊しております。

この中では私有地にあり、見学が困難なものは避け、比較的安全に見学が可能な盛土山古墳、宿地古墳、みたらい山古墳のみを限定して紹介をしております。

現状では文化財マップを代用していただき、年次ごとの改訂時にご意見をいただきながら古墳の記述についても充実したものにしていきたいと考えております。

最後に4点目の北の前古墳についてのご質問にお答えいたします。

北の前古墳は現在私有地にあり、基本的には個人所有の管理となります。

許可を得ずして見学はできません。

また、個人所有の古墳の管理について、町指定の文化財については多度津町文化財保護条例第13号第1項に基づき、町指定の文化財保護管理または修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に耐えられない場合は、その他特別な事情がある場合は、町はその経費の一部に充てさせるため、その所有者に対して予算の範囲内で補助金を交付することができるということとなっております。

また、同法同条第5項において、重要文化財等及び町指定文化財以外の文化財、いわゆる未指定文化財については、文化的または歴史的な価値が高く、将来にわたって指定の対象となり得る要素を持ち、修理について緊急性が求められると教育委員会が承認した場合は、所有者及び保持者、保持団体の承諾を得て町指定の文化財と同様の扱いとなります。

ただし、補助の対象となるかの判断は所有者と教育委員会との事前の調整を要するとなっております。

将来にわたって指定になり得ると判断される重要な文化財については、予算に限りはありますが、教育委員会の判断で修繕費を補助することは可能であ

ります。

現状の確認については文化財担当職員が町内を見回っており、県の文化財巡視員、地域住民の協力を得ながら点検しており、その際発生した問題については個別に検討、対処しているところでございます。

以上、尾崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

白方地区古墳まつりの開催について答弁がありました。

個人所有、私有地における管理、保存、修理、保守については不在地主もあり、一日も早く所有者及び保持者、保持団体と個別に対応するのはもちろんですが、機会を設けまして座談会、交流会などを関係団体、つまり町文化財保護協会などとともに開催をし、制度を理解し、文化財意識を高めることが保存上重要であると思われますので、ぜひ実施をし、実現できることを要望いたします。

以上、3点につきまして町長、教育長、そして各関係担当課長の答弁をいただき、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎忠義議員の一般質問を終わります。

続いて次に、9番、村井勉君、一般質問お願いいたします。

議員（村井 勉）

9番、村井勉です。

大筋2点についてお伺いいたします。

まず最初に、多度津駅駐輪場整備計画について。

平成29年3月第1回定例会で一般質問をさせていただきました多度津駅前駐輪場整備計画について、その後の状況についてお聞きいたします。

3月議会の答弁では多度津駅周辺開発整備検討委員会において、避難通路完成後のスムーズな動線、多度津駅バリアフリー化も視野に入れた南口、北口の駅前広場整備の検討を行っているところであり、駅前駐輪場整備計画については議会多度津駅周辺開発特別委員会などで、今後、ご審議、ご意見をいただきたいとの回答がありました。

そこで、お聞きいたします。

平成29年末に自由通路が完成する予定ですが、これとあわせて整備される駅前駐輪場の整備について、駅周辺開発整備検討委員会での議論の検討状況と今後の予定をお聞かせください。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員ご質問1点目の駅前駐輪場の整備計画検討状況と今後の予定に

ついてにおきましては、現在駐輪場整備に向け、社会資本総合交付金事業を活用するため都市再生整備計画を作成している状況であります。

現在の駐輪場は屋根がなく雨ざらしの上、薄暗く利用者にとって利用しづらい施設と考えておりますので、新たに整備する駐輪場には屋根つきで照明設備等を設置し、利用者にとって利便性の高い施設になるように検討してまいります。

また、景観も重要と考えますので、本年度完成予定の跨線橋やこれから計画を進めます駅前広場開発などとの一体整備において、意匠上も考慮し計画できればと考えております。

今後につきましては、利用者にとって利便性の高い駐輪場の整備が早期に設置できるよう努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

ありがとうございます。

社会資本総合交付金事業を活用するため都市再生整備計画の中で検討されているようですが、都市再生整備計画の進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。

建設課長（三谷 勝則）

村井議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

現在進めております都市再生整備計画については、現在進めています緊急避難路に関しまして、駅広、周辺道路、駐輪場、跨線橋、現在整備していません緊急避難路につけるエレベーター、それらを含めた全体としての計画を都市再生整備計画で今作成をしておるところでございます。

この計画については本年度をめどに認可を受けたいと考えておりますので、この内容についてはまた特別委員会等でご審議いただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

その中で駐輪場の今後のスケジュール、完成の予定はいつごろの予定でございましょうか。

建設課長（三谷 勝則）

再質問についてお答えさせていただきます。

駐輪場の最終的な完成については、まずは現在の、今ある駐輪場と南側につきましては、今回整備します跨線橋の階段の下のあたりには仮設で今は考えております。

最終的な整備については、計画のスケジュールはこれから組むんですが、来年度実施設計を考えておりますので、後は事業の進め方によっては31年度、

32年度までには今説明をした屋根がついた、照明がつくような駐輪場を計画していきたいと今のところそういうふうに予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

今現在、駅前の歩道にたくさんの自転車を放置ではないんですけど、置いて駅の方へ行っている方が多いんです。なるべく早くきれいな駐輪場を設置していただきたいと要望しておきます。

駐輪場の建設に当たって、利用者から一定の機能性を有する施設の整備、これは今検討していただいていると回答いただきましたが、整備に当たってこうした声を適切に反映できるよう駐輪場の利用者にアンケート調査を行うなどし、利用者の要望を踏まえた駐輪場の検討を行ってはどうかと考えております。

また、その点よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村井 勉議員ご質問の2点目の駐輪場の建設に当たり、利用者への調査についてのご質問につきましては、駐輪場整備に際し、JR多度津駅への利便性はもちろん、今後進めます駅周辺整備もございますので、一体的に利用できる空間として検討していきたいと考えております。

また、機能性につきましても、これまで利用者からいただいた要望や意見等たくさんありますので、それを反映した利用者にとって使いやすいものを計画してまいります。

また、この駐輪場につきましては、もう何年も前から大変簡素な駐輪場であるということ、そういうことの中で盗難が起きてたり、またマナーの悪いような状態も多々行っていたということもございます。

私が町議会議員の頃にそういうところの調査などをいたしましたときに、早く改善をしなければいけない、今先ほど私申しましたような屋根とか照明とか、そういうことをきちんとしないとやはり新しく跨線橋ができてマナーがなかなか守れないんじゃないか、そういう利用者が減るようなことがないんじゃないか、そういうな考えの中で早急な対応をしていきたいと思っております。

どうかご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

これ要望ですけど、利用者が喜ぶような駐輪場をお願いしておきたいと思えます。

続きまして、多度津町防災対策についてお伺いいたします。

平成29年9月の台風18号で、県内でも大雨や高潮で大きな被害が発生いたしま

した。

多度津町でも桜川が越水したことから、その周辺にお住まいの方の83世帯で床上浸水が、192世帯で床下浸水の被害が発生しております。

その際には多くのボランティアの団体の方がご支援いただいたことがあったと聞いております。

ありがとうございます。

そこで、お聞きいたします。

今回の桜川の越水被害を受け、河川の越水や高潮対策について、町として今後どのように対応していくかお考えをお聞きいたします。

総務課長（矢野 修司）

村井議員ご質問の1点目の河川の越水や高潮対策の対応についてお答えをいたします。

本年の台風18号では、既にご承知のとおり、桜川からの越水により甚大な被害が発生しております。

桜川の護岸につきましては、平成24年に河川管理者である香川県によりかさ上げを実施したところですが、今回の被害を受け、直ちに香川県へ桜川の再かさ上げを早期に行っていただくよう強く要望したところであり、来年度の台風シーズンまでに再かさ上げが完成できるよう、現在香川県において設計作業を進めていただいております。

また、桜川排水機場は平成20年に現在の場所へ移設整備したところですが、今後排水ポンプの能力増強を視野に検討していく必要があると考えております。

高潮対策については、平成16年の台風16号により沿岸部を中心に多数の高潮被害が発生をしたことにより、対策が急務となり、沿岸部の公共部分の防潮堤整備が平成25年に完了したところでございます。

また、日の出団地の浜海道側に陸閘を4カ所整備いたしております。

しかしながら、近年は異常気象により世界各地で想定を超える降雨が発生したり、時には局地的なゲリラ豪雨になるなど想像を超える事象も少なくはなく、災害から被害を完全に防ぐことは極めて困難なことも認識しておりますが、今後とも関係機関と協力をし、防災、減災に最大限努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

ありがとうございます。

先ほどから多くの議員の皆さんがご質問したので、他の再質問は遠慮させていただきます。

続いて、2点目、町民の皆様からよく防災無線が聞き取りにくいとの苦情が寄せられております。

こうした点についてまだまだ改善の余地があるものと考えますが、こうした町民の声にどう対応していくのか町のお考えをお聞きいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの2点目のご質問であります防災行政無線についてお答え申し上げます。

防災行政無線につきましては、平成27年度末に完成し、本庁舎及び福祉センター、幼稚園、小・中学校の館内放送へ流すための情報伝達系と町内一円に広く周知するための屋外スピーカー、いわゆる屋外拡声子局と呼んでおりますが、それを設置している同報系の2系統で構成をされております。

議員ご指摘の無線の音が聞き取りにくいとのことですが、おそらく後者の同報系のものと思われませんが、同報系のスピーカーの設置に際しては設計時に音声ができるだけ鮮明に聞こえるよう可能な範囲で設置場所を選定し、島嶼部を含め町内30カ所に設置しております。

屋内で窓を閉め切っていたり、テレビをつけていた場合は、聞き取りにくいということがあると思われま

す。また、加齢や障害により音が聞こえない、あるいは聞き取りにくい方がおいですることも想定をされます。

また、町民の方から男性の声より女性の声のほうが聞き取りやすいといった意見もいただいております。

確かに、普段生活している中で店舗内や屋外の広い場所などでの放送は女性の声のほうが聞こえやすいイメージがありましたので、実際、台風接近に伴う避難行動の放送を女性の声で行うことも試みました。

防災行政無線、特に同報系につきましては災害時の情報伝達手段として不特定多数の人に広く周知するため重要な手段ではありますが、音声での伝達という特性上、メールのように視覚的認知が難しく、天候や地理的条件により音の伝わり方が不安定であることや聞き取れる程度に個人差があること、また緊急を要する事態の場合は国が作成した音声メッセージをそのまま使用せざるを得ない場合もあり、これだけで全ての方に情報を漏れなく伝達することは難しいのが現状でございます。

災害時の情報伝達においては手段の多元化が必要であり、例えば携帯電話各社の提供するエリアメール、香川県の提供する防災情報メール、テレビのdボタンを押せばデータ放送が確認でき、「避難勧告」等の情報提供がなされております。

本町においては、町民皆様の置かれている状況に応じて複数の手段で情報を

入手していただくことをお願いしております。

しかしながら、高齢者を中心とした携帯電話やメールを利用されていない世帯があることも事実です。

情報が十分に行き渡らない世帯に対しどのように情報を伝えるか、費用対効果や継続性、使いやすさ、また情報を受け取った後の安全確保行動をどのようにするのか、一連の流れを踏まえた上で今後も情報伝達の手段の充実等を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

ありがとうございます。

今年何回か防災無線の試験放送ですか、行っていると思うんですけど、その結果なんかは分かるでしょうか。

総務課長（矢野 修司）

今、村井議員より再質問があった点についてでございますが、今年度2回、国の方からの情報提供による試験放送、これを実施をいたしております。

これについては全国的に実施をされているもので、行政によってはうまく放送ができなかったとかといった情報を新聞等で報道されておりますが、多度津町におきましてはそういったことはなく、全ての所で放送ができているというようなところで認識をいたしております。

以上、よろしく申し上げます。

議員（村井 勉）

その時に聞き取りにくいとかという意見はなかったのでしょうか。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの再質問でございますが、先ほどの答弁にもございました。

その試験放送において聞き取りにくいというところのご意見はいただきました。

当然その時の天候等、先ほど申し上げましたが、風が吹いている、いない、そういったところも非常に影響が大きいところでございますが、その時にも確かに2回目のときには女性の声で放送、失礼しました、音が聞こえにくい、放送しているのは分かるんですが何を言ってるのかわからないというような意見も何件かは町の方にあげられております。

そういったところで、できることなら女性の声のほうがいいかと思うんですが、先ほど申し上げたように、国からの情報提供による試験放送につきましては機械音声ということで、男性的な声でしか放送ができないということでございます。

そういったところで、それ以外の情報提供、台風等のときの情報提供につき

ましてはできる限り女性の声で行うように今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議員（村井 勉）

今後、スピーカーの増設ということは、町長、お考えはないんですか、増設。

総務課長（矢野 修司）

ただいま村井議員よりスピーカー、恐らく同報系の子局の増設という意味合いかと思いますが、それについては、計画等はしておりません。

先ほどの答弁の中で申し上げましたが、今後は情報の多元化というところで、今現在もエリアメールであるとか、災害情報メール、これは携帯、スマートフォン等でも皆さん活用していただいておりますが、在宅の状態でももう少し確実な情報を伝えるという意味合いでは、今後考えられる方策としては、他の市町でもやっておりますが、防災ラジオ等の設置というものが考えられるのかなというふうには思っております。

ただ、その事業を実施するためには予算等の問題がございます。

仮に1世帯で子機を設置するとすると、平均的な単価として3万円ぐらいの費用がかかるというふうに聞いております。

それを全ての世帯で、今現在約1万世帯ございますが、設置するとすると、単純計算で3億円という費用が必要になってまいります。

そういった場合、全ての世帯ではなくて必要とする世帯だけにするとか、そういったところで経費の縮減というのも図っていくことができますが、そういったやり方も含めて今後検討する必要があるかと思っております。

以上です。

議員（村井 勉）

多額の費用でつくった防災無線ですので、何とか聞こえるように今後よろしく願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって9番、村井勉議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

大変お疲れ様でございました。

散会 午後2時49分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 12 月 7 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

第3回多度津町議会定例会議事日程

平成29年12月7日（木）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問